平成21年第7回那須塩原市議会定例会

議事日程(第3号)

平成21年12月8日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

- 9 番 鈴木 紀議員
 - 1. 市民の安全・安心対策について
 - 2. 山岳における環境整備について
 - 3. 那須塩原ブランドによる産業振興について
 - 4.電子市役所づくりについて
- 24番 山本はるひ議員
 - 1.中小企業者への支援について
 - 2. 市の表彰制度について
 - 3. 市有バスの利用について
 - 4.本庁方式における組織体制と、事務の集約について
 - 5. 平成22年度当初予算の概要について
- 30番 若松東征議員
 - 1.那須塩原市待機児童について
 - 2. 定住自立圏構想について
- 16番 早乙女順子議員
 - 1. DVを許さない社会を実現するため総合的な施策の推進について
 - 2.公的セーフティーネットの役割について
 - 3. 地方分権改革推進委員会の第3次勧告、第4次勧告と政府の行政刷新会議の「事業仕分け」の 影響について

出席議員(30名)

	1番	櫻	田	貴	久	君		2番	鈴	木	伸	彦	君
	3番	松	田	寛	人	君		4番	大	野	恭	男	君
	5番	平	Щ		武	君		6番	伊	藤	豊	美	君
	7番	磯	飛		清	君		8番	岡	本	真	芳	君
	9番	鈴	木		紀	君	1	0番	髙	久	好	_	君
1	1番	眞	壁	俊	郎	君	1	2番	岡	部	瑞	穂	君
1	3番	齋	藤	寿	_	君	1	4番	中	村	芳	隆	君
1	5番	人	見	菊	_	君	1	6番	早乙	女	順	子	君
1	7番	植	木	弘	行	君	1	8番	平	Щ		英	君
1	9番	関	谷	暢	之	君	2	0番	平	Щ	啓	子	君
2	1番	木	下	幸	英	君	2	2番	君	島	_	郎	君
2	3番	室	井	俊	吾	君	2	4番	Щ	本	はる	v	君
2	5番	東	泉	富士	夫	君	2	6番	相	馬	義	_	君
2	7番	吉	成	伸	_	君	2	8番	玉	野		宏	君
2	9番	菊	地	弘	明	君	3	0 番	若	松	東	征	君

欠席議員(なし)

説明のために出席した者の職氏名

市	長	栗	Ш		仁	君	副	市	長	折	井	正	幸	君
副市	長	君	島		寛	君	教	育	長	#	上	敏	和	君
企 画 部	長	高	藤	昭	夫	君	企画	i情報i	果長	室	#	忠	雄	君
総 務 部	長	増	田		徹	君	総	務課	長	金	丸	俊	彦	君
財 政 課	長	Щ	﨑		稔	君	生活	環境部	部長	松	下		昇	君
環境管理語	果長	齋	藤	正	夫	君	保健	福祉部	部長	平	Щ	照	夫	君
福祉事務所	長	荒	Ш		正	君	社会	福祉記	果長	成	瀬		充	君
産業観光部	『長	Ξ	森	忠	_	君	農務	畜産詞	果長	古	内		貢	君
建設部	長	田	代	哲	夫	君	都市	計画語	果長	Щ	П	和	雄	君
上下水道部	『長	江	連		彰	君	水道	管理詞	果長	菊	地	_	男	君
教 育 部	長	松	本	睦	男	君	教育	総務詞	果長	松	本		譲	君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事 務 局 長	= ,	/ 宮	栄	治	君	
農業委員会 事 務 局 長	人	見		順	君	西 那 須 野 支 所 長	鈴	木	健	司	君	
塩原支所長	印	南		叶	君							
本会議に出席した事務局職員												
議会事務局長	織	田	哲	徳		議事課長	斎	藤	兼	次		
議事調査係長	稲	見	_	美		議事調査係	福	田	博	昭		
議事調査係	小	平	裕	=		議事調査係	佐	藤	吉	将		

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長(平山 英君) おはようございます。 散会前に引き続き本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員は30名であります。

議事日程の報告

議長(平山 英君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長(平山 英君) 日程第1、市政一般質問を 行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

鈴 木 紀 君

議長(平山 英君) 初めに、9番、鈴木紀君。 9番(鈴木 紀君) 皆さん、おはようございます。

議席番号9番、公明クラブ、鈴木紀です。

トップバッターということで、潔くしっかりと やっていきたいと思いますので、よろしくお願い したいと思います。

初めに、市民の安全・安心対策について。

新那須塩原警察署建設も順調に進んでいると聞いているが、移転後、地域の安全・安心対策として本市の取り組みについて伺います。

初めに、新那須塩原警察署の業務開始計画はど

のように予定をしているのか。

2点目に、移転後の地域の安全・安心対策はど のように考えているのかお伺いいたします。

以上、2点よろしくお願いいたします。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長(松下 昇君) 当方からお答えをさせていただきます。

市民の安全・安心対策について2点のご質問が ありましたが、順次お答えをさせていただきます。 まず、1点目の新那須塩原警察署の業務開始に ついてでございますけれども、新庁舎については

来年2月完成、引っ越しを2月末日までに終了させまして、3月1日から業務開始を予定していると聞いております。

次の2点目の移転後の地域の安全・安心対策については、さきの議会の一般質問でも答弁しておりますけれども、県警本部のほうでは、庁舎移転跡地への新たな交番等の設置計画はなく、管轄いたします駅前交番と鍋掛駐在所がより一層の緊密な連携を図り、地域に密着した警察活動をするとありますので、本市といたしましては、那須塩原警察署に対し、旧庁舎周辺への巡回など特に配慮していただくよう申し入れたいと考えております。

また、地域の安全・安心は、地域の皆さんが関心を高め、協力し合い、自分たちの地域を自分たちで守る活動を展開していただくことによりまして最大の犯罪抑止効果が発揮でき、安心・安全が確保できるものと思われます。

したがいまして、本市では引き続き自治会における防犯灯設置補助金の交付を初め、自主防犯活動団体の設立、活動の継続と強化に対しまして積極的な支援を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 業務開始については、来年 2月、3月から業務開始と伺いました。

それで、その後の警察署の跡地なんですが、以前に更地にするということも伺ったんですが、いつごろから更地になっていくのか、その計画をお伺いしたいと思います。

それともう一点は、これは 1、 2 を合わせて質問したいと思うんですが、巡回する、また自主防犯活動団体への支援ということもうたっておりましたけれども、具体的にはどういう形で進めるのかお聞きしたいと思います。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長(松下 昇君) 2点ありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、更地の関係の着手、また完了の進行関係なんですけれども、そこまではちょっと当方で把握をしておりません。警察にも資料要求等をしておるんですが、細かいデータ等をいただけないものですから、ちょっとここではお答えできない状況でございます。

それから、後段でご答弁いたしました地域の活動の支援関係でございますけれども、現在も自主防犯活動団体に対しまして、防犯グッズ等の購入に対する補助金は結構やってきております。ただ、現在ある警察署近くの自治会等々、組織構成が余り進んでおらないように見受けられますので、ぜひとも関係自治会または各種団体等で話し合いをいたしまして、そういう組織づくりをしていただいて、そこに我々のほうでご支援をする、またノウハウについては警察と連携いたしましてお話をするというような形で育成をしていくということになろうかと思います。

また、当然学校のスクールガード等々もありま

して、その辺はやっていただいていると思いますけれども、その辺をうまく有機的に連携するとともに、あくまでも駅前交番、それから駐在所が管轄でありますから、県警のほうで県議会でも答弁しておりますけれども、より緊密に連携をして、そのほか全体を網羅する警察組織がありますから、そういう組織といろいろな複合をさせてカバーしていくという話でありますので、その辺を実行していただくということで、我々のほうからも今後とも機会あるごとに要望してまいりたいというふうに思っておりますし、市民の心配等も、要望書をいただいておりますので十分把握しながら、我々も努力していきたいというふうに思っております。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 現状の東北本線の黒磯駅の 東口から鍋掛十文字まで警察署がなくなった場合 に関しては、駐在所まで全く一軒もないというよ うな形になると思います。

そういう中において、国道4号、これは東北への動脈といいますか、そういった絡みとか、また 鍋掛街道沿いには、ご存じのとおり、中古屋さん も県内では珍しく数軒そろっているというような 話もあります。また、商業施設も今まで2カ所ありましたけれども、また片側には映画館もできる ということに関しましては、相当遠いところから来るのではないかと思うんです。

そういった中において、今言われたような巡回、 自主防犯活動の支援というだけでは、やはり住民 の方たちにとっては不安である。警察署があそこ にあるというだけでも、その存在感といいますか、 それがかなりの抑止力になるのではないかと思う んですね。行政の役割という中においては、市民 の安全・安心はもちろんですけれども、やはり財 産を守るという、そういった大きな役割もあると 思うんです。

そういった中で、巡回、自主防犯活動支援という、グッズ等の補助金とか言われましたけれども、その点については行政の役割としてはちょっと弱いのかなというように感じるものですから、その点に関してはどういうふうに解釈しているのかお聞きしたいと思います。

議長(平山 英君) 生活環境部長。

生活環境部長(松下 昇君) お答えをいたします。

そもそものお話をしても失礼かとは思いますけれども、防犯自体は県警の仕事で県管轄というのが基本でありまして、市町村には警察権もありませんし、そういう法的な権限を持った裏づけのある活動はなかなかできない。現行犯逮捕は、もちろんこれは法律上できますけれども、捜査権とかいろいるな権利を持っているわけではない。それぞれ役割分担の中でやっていくしかないというのが現行体制だと考えております。

そういうことがありまして、我々はまちづくり、まちの安心・安全を守っていくという一般論の活動のほうは当然市の仕事と、また市民の協力が必要だという中で、自主防犯活動団体を育成して、やはり日ごろから声かけ運動があるところは空き巣等々が少ないというふうには従前から言われていますし、これは証明されていることだと思いますので、無関心な地域、隣で何をしているかわからないというような地域は空き巣等々がかなり入るというように言われております。

その辺も含めまして、地域のみずからの活動を 支援していく、また我々のほうもそれなりに学校 の安全・安心対策としては、青色灯といいますか そういうので回ってみたり、職員もやってみたり しておりますし、人的に制限がありますのでなか なかできませんけれども、そういうことで市職員 もやっておりますけれども、それだけでは当然日常的にカバーできませんから、やはり地域の活動にお願いしていきたいというふうに思っております。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 地域の支援という、また活動に関して、また先ほど言われました青色灯というんですか、それのパトロールということなんですが、最近うちの近く、警察の近くですけれども強盗が入ったということがありました。また不況、来年になるともっともっと不況があるのではないか。働くところがなかなか厳しいという中においては、どうしたって犯罪のほうに、本来行かないわけなんだろうけれども、行かなければならないそういった理由もあるのかなと思うんです。

また、そういった中において、東口から鍋掛十 文字までの間には、やはり日新中も含めて豊浦小 学校、鍋掛小学校、また寺子小学校の関係もある と思います。そういった中で教育長のほうにお伺 いしたいと思うんですが、やはり警察署がなくな るということに関しては、先ほどスクールガード という話もありましたけれども、子どもさんを持っている親御さんにとっては大変心配なことだと 思うんです。そこら辺のことに関して、教育現場 から見るとどういった対応を考えているのかお聞 かせ願いたいと思います。

議長(平山 英君) 教育長。

教育長(井上敏和君) 本署がなくなるという不 安も学校には多分にあると思っておりますが、先 ほど答弁にありましたように、駅前交番と鍋掛駐 在所が現在あります。那須塩原市で学校が位置す るところと警察の関係を考えてみますと、西那須 野地区では三島地区や大貫、金沢、関谷という関 係と、それから鍋掛、日新、寺子という関係がよ く似ているというところもありまして、現在、本 署がなくなるかわりに駅前交番と鍋掛駐在所の働きをしっかりと学校長が、または児童指導主任、 それから生徒指導主事等が交番との連携、派出所との連携を図り、学校の実態を理解してもらうということで対処していただけるように考えております。

また、現在スクールガードということで、登下校の児童生徒の安心・安全を地域コミュニティーと親御さん、保護者の皆さんにお願いしてやっていただいているところでございますが、さらなる協力をお願いしたいとも考えております。

また、教職員の意識に関しましては、児童指導主任会、または生徒指導主事会等を通しまして、 似通った地域等の安心・安全を図るための児童指導、それから生徒指導のノウハウ、というふうな点で情報交換を深めたいと、こんなふうに考えているところでございます。

以上です。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。 9番(鈴木 紀君) いずれにしろ、警察署がな くなるということに関しては、非常に不安になる

ということがまずあると思います。

そういった中において、関東地方の千葉県野田 市なんかにおいては、市営の交番が設置されてい るという情報もありますので、ちょっとご紹介し たいと思います。

本物の交番のかわりに野田市営の交番を設置してあります。オブジェパトカーは青色灯、財政難と警察官不足から県警による本物の交番ではなく市営となりました。正式名称は、野田市南部安全安心ステーション「まめ番」という、「まめ」は規模が小さく小まめに動くを意味し、「番」は番人がいる、警察の交番に準じた施設を意味するのだそうです。

ただし、市営とはいっても、児童の下校時間や

犯罪の多い時間などに合わせ、毎日午後2時から午後11時まで、かつての警察官が2交代で勤務しております。正式には防犯推進員と呼ばれるということです。千葉県とか神奈川県大和市のほうもそうなんですが、市営の交番が設置されていて、また警察官OBの方に協力をいただいているという部分においては、現実にもう既に動いているところもあるわけですから、こういった中においては、当市でもその市営交番という形を考えていいのではないかと思いますけれども、そこのところについても一つお聞きしたいと思います。

議長(平山 英君) 生活環境部長。 生活環境部長(松下 昇君) お答えをいたします。

今ご紹介いただきました事例につきましては、 当方も情報としては持っております。もちろん、 警察OBということで警察の法的な権限はなくて もノウハウは持っておるということで、大変役立 っているという話は当然評価をしております。

ただ、だからといって、市でどこどこにつくろうかというのには財政負担もありますし、地域バランスで、ではこちらもあそこもという話になったときに、現在たえられるかという話もあります。やはり第一義的には警察力でやっていただくのと、先ほどから何回もお答えしているように、地域力の活性化によって市とともにやっていくというのを基本にしていくということだと思います。

今後の中で、あの地域についていろいろな問題が出れば、一たん決めたからということでなくて、実情を把握した上でまた警察といろいろ話し合いし、要望するということも当然あろうと思いますが、現時点では警察の方針を補完する形で、我々も地域としては協力していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。 9番(鈴木 紀君) わかりました。

いずれにしろ、先ほども申し上げましたように、 市民の安全・安心、また防犯ということに関して は絶対条件であると思いますので、よろしく今後 とも県警のほうには要望、また市のほうでも考え ていただきたいということを要望いたしまして、 この点については終わりにいたします。

次に、山岳における環境整備について。

雄大な茶臼岳の裏側に日本の秘境三斗小屋温泉があります。四季を通じいろいろな顔を持つ那須連峰、そこに魅入られ楽しみを求め、たくさんの登山客が来ます。一方で、三斗小屋温泉周辺の環境がよくないとの意見もあります。登山客のマナーにも問題はあると思いますが、以上のことから1点質問をいたします。

三斗小屋温泉周辺も含め峰の茶屋、清水平など、 那須登山道路一帯を含めてのトイレ整備について お伺いをいたします。

議長(平山 英君) 産業観光部長。

産業観光部長(三森忠一君) それでは、2の山岳における環境整備についての であります三斗小屋温泉周辺も含め峰の茶屋、清水平など那須登山道路一帯を含めてのトイレ整備についてのご質問にお答えいたします。

那須の山岳地帯のトイレ整備につきましては、 平成16年度に栃木県山岳連盟から栃木県に要望されたことに伴い、本市、那須町、国、県及び関係する山岳会で構成する山岳トイレ設置検討会により、2カ年にわたり検討してきましたが、維持管理費等に多額な費用がかかることから、財政的に難しいということで整備には至りませんでした。

その後、奥那須の保護管理を目的に設立した、 本市を初め関係機関・団体等で構成する奥那須レクリエーションの森保護管理協議会の今年度の総 会におきまして、トイレの必要性についての意見 が出され、登山者の利便性や水源地の環境衛生の 保全の観点から、今後検討していくこととなって おります。

以上でございます。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 平成16年に山岳連盟からということで答弁がありましたが、その中で水源地保全ということを言われました。多分、これは三斗小屋温泉周辺の川に関連してなのかと思うんですが、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長(三森忠一君) 先ほどの答弁の中で、山岳トイレ設置検討会の中で4回ほど検討されております。そういった中での結論としまして、恐らく、三斗小屋周辺のあそこに川がありますので、そういった部分での水源地の環境衛生の保全という観点の文言がなされたものと思っております。

以上でございます。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 先ほど奥那須レクリエーションの森という団体のお話もありました。保護管理という目的の中で、ちょっと聞き逃した部分があるものですから、果たして検討という言葉があったのかどうかお聞きしたいと思います。

議長(平山 英君) 産業観光部長。

産業観光部長(三森忠一君) 奥那須レクリエーションの森保護管理協議会につきましては、顧問といたしまして塩那森林管理署長とか県の環境森林事務所長など、構成としましては那須塩原市長、那須町長ほか、黒磯観光協会とか那須の観光協会長を初め、環境省の方、さらに行政が加わっての

協議会が設立されまして、今年度の総会におきまして、先ほど申し上げましたように、トイレの設置の必要があるというような意見が出されまして、今後、幹事会等を通じて検討していくという内容になっております。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) はい、わかりました。必要だということで検討を進めていくという答弁だと思います。

そういう中で、今後設置する方向でいかれるんだと思うんですが、そういう中において維持管理が非常に難しいと思います。僕も実際に現場、三斗小屋周辺に行って見てはこなかったんですが、ネットなんかで見ますと、やはりトイレ設置については、設置ももちろんですけれども維持管理も大変だという中において、維持管理、また環境も悪いという部分からいきますと、維持管理等で今まで何が問題で、何をクリアすれば前へ進めるのか、そこら辺のところについてお聞きしたいと思います。

議長(平山 英君) 産業観光部長。

産業観光部長(三森忠一君) さきに答弁しました山岳トイレ設置検討会の結論としまして、維持管理費に多額な費用がかかるということで整備には至らなかったという部分がございます。

そういったことから、今後そういった部分についてのものが協議会の中で検討されていく形にはなりますけれども、当面、今までこの地域には那須山岳遭難防止対策協議会等もございますので、こういった中でマナーアップですね、そういったものも図っていく必要があると考えておりまして、現にこの山岳対策協議会におきましては、春山、夏山、秋山、冬山の各シーズンにおきまして97日にわたるパトロールや啓発活動を実施しているという経過がございます。

こういった中で検討されていくものと考えておりますが、先ほど申し上げましたように、今回、奥那須レクリエーションの森保護管理協議会で検討されるというのは、設置も含めての検討という形でございますので、設置が前提での検討ということではございません。

以上でございます。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。 9番(鈴木 紀君) はい、わかりました。よろ しくお願いしたいと思います。

いずれにしろ、那須町との連携という形で進めていくと思います。また、そういう中において、 当然有料トイレという形も検討していただきたいと思いますし、また今はバイオトイレというような、ネットで調べますとそういった形も出ていました。ただし、これは軽油を燃料とするという形で発動してトイレをきれいにするというか、浄化させるというようなことでありますけれども、それに関しては、軽油を週に二、三回運ばなくてはならないというようなデメリット的なこともあると思います。そういった中で検討していただきたいと思います。

それでは、次の那須塩原ブランドによる産業振 興について質問をいたします。

長引く景気低迷、国際的な経済競争の変化、政権交代など社会情勢は大きく変わり、時代に対応した産業振興ビジョンが必要になりました。本市も合併して5年目に入り、各地域の産業資源を生かした連携ある新しい産業振興が必要であると思います。

以上の観点から2点質問をいたします。

第1次那須塩原市総合計画、「農業の振興」の「現状と課題」の中に、「農産物のブランド化を 進めるなど」とあるが、現状の取り組みについて お伺いいたします。 次に、農業だけにとらわれることなく、ほかの 観光資源や商業資源を含めて、那須塩原ブランド として発信する産業振興ビジョンの協議会の立ち 上げをしてはどうか、以上2点についてお伺いを いたします。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

市長。

市長(栗川 仁君) 9番、鈴木紀議員の市政一 般質問の中の3の那須塩原ブランドによる産業振 興の2点についてお答えをいたします。

まず、 の農産物のブランド化を進める現状の 取り組みについてお答えをいたします。

市内で生産される農畜産物の消費拡大や販売促進のためには、地元らしさをアピールするブランド化の取り組みが重要と認識しております。

市の特産物として、生乳生産本州 1 位の牛乳や 塩原高原大根、塩原高原ほうれん草などは既に認 められておるところでありますが、このほか、那 須野秋そばやそれを加工したそば焼酎、高冷地に 適した夏秋どりイチゴの「とちひとみ」、那須和 牛などのブランド化に取り組んでいるところであ ります。

今後とも、地元らしさが生かされた農畜産物の 掘り起こしを進めるとともに、加工、製造、流通 その他産業との連携等により、付加価値を加えた ブランド化を支援していく考えであります。

次に、 の那須塩原プランドとして発信する協 議会の立ち上げについてお答えをいたします。

今年度から、産業の活性化を図るため、農業、 観光業、商業、工業の各分野で持っている人材、 技術、生産基盤などの経営資源を相互連携して有 効に結びつける農観商工連携事業に取り組んでお ります。この事業の推進母体となる、仮称農観商 工連携推進協議会につきましては、市内経済団体 などに働きかけ、本年度内に設立したいと考えて おります。

現在、市内で生産され、その特性、特色が生かされている商品や製品などのブランド化を支援するために、産業観光部内で勉強会を実施をさせているところであります。これを踏まえまして、来年度には那須塩原ブランドづくりに取り組みたいと考えており、その役割を本年度設立予定の仮称農観商工連携推進協議会に担ってもらえればと思っておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。 議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。 9番(鈴木 紀君) 1番、2番を合わせて質問 したいと思います。

答弁の中で農観商工連携協議会を立ち上げるということで、大変にありがとうございます。また、るる塩原大根、ホウレンソウ、秋そばとか話がありましたが、最近ではこういったものはもちろん、余り見かけたことがないと思うんですが、青木のレンコンの花の残り、残りというのではないですけれども、そのレンコンの花を日陰で陰干ししたというか、そういうあれなんですが、このレンコンと、最近では関谷のお酒なんかも耳にすることもあります。

そういった中において、ブランドという形で先 ほども塩原大根とか秋そば、いろいろありました けれども、何を基準にブランドとしているのかと いうことと、先ほどの話にもありましたけれども、 付加価値をつけるということに関しては、牛乳な んかにおいてはチーズ、バター、アイスクリーム なのかなと、そういうふうに思います。

このブランドにする基準に関しては、やはり生産者が、おそばならおそば、レンコンならレンコンを自信を持って、いけると、おいしいという部分で、いかに食べてもらう側に立った商品づくりになるかと思うんです。しつこいようですけれど

も、ブランドに対しての基準と、また付加価値を つけるという意味合いについて、2点お聞かせ願 いたいと思います。

議長(平山 英君) 産業観光部長。

産業観光部長(三森忠一君) ブランドに関する ご質問でございますが、ブランド化を図るという 形になりますと、その商品の持つ価値、例えば有 機肥料でつくった野菜といったものを売りにして ブランド化をしていく。ブランド化をするには、 やはり首都圏での販売も大切になりますので、量 的なものも確保しなければならない。質のよいものと量的なものを確保した中でブランド化を図るというのが、まず基本にあると思います。

そういった中におきまして、当地域におきましては、JAでございますけれども、うどにおきましては那須の春香という名称でのブランド、ナスでは那須の美なすという名称でブランド化を図っておりますし、ネギの分野では那須の白美人ねぎということでブランド化をしております。最近では、1月に那須和牛ということで商標登録もしたと、そういった経過でございます。

以上でございます。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 政府のほうの環境省が発足して1年ということになりました。そういう中において、政権交代になって観光のほうがどうなるのかといったときに、観光産業に対しては予算を上乗せするというような形においては大変喜ばしいことと思います。

そういう中において、本市も観光立県、立県は 栃木県ですから、観光立市といいますか、そのく らいを目指す意気込みでやってもらいたいと思い ます。

そういった中において、今回一般質問に出した 後に、広報で那須塩原牛乳という、特集として、 「乳牛と生きる」という、こういったものを見させていただきました。

そういうことを考えますと、一口に那須塩原市はどういったまちなのかといいますと、決して農業、工業のまちではないと思います。そういった部分からいくと、やはり牛乳のまち、酪農のまち那須塩原市ではないかなと思うんです。そういった中においては、本当にこの「乳牛と生きる」、また本州一の原点とか、ちなみにこの生徒さんは高林中の生徒ということを伺っております。

また、この中においては、最後の話になりますけれども、私たちは酪農のまちに住んでいるという、そういった話で締めております。この牛乳をメーンにして進めるべきではないのかな、また那須塩原市は牛乳のまちだ、ブランド、そういう面においてはミルク街道という話も最近聞きます。ミルク街道を使いながら、大いに利用しながら牛乳を進めていかなければならないのかなと、そういうふうに思うわけであります。

そういった中において、牛乳を中心とした那須 ブランド化を浸透させていくべきだと思うんです が、その点に関してはいかがでしょうか。

議長(平山 英君) 産業観光部長。

産業観光部長(三森忠一君) 当然、本州生乳生産一番ということでございまして、畜産振興会等も通じまして牛乳のPRは常にやってきているところでございます。

そういった中で、牛乳という商品なんですけれども、現在は酪農協が売り出している形で、例えば200ccの小瓶をつくるといった形で、お店で売るといった販売がなかなか難しい。要するに、酪農協自体はそういった方法がとりにくいということで、販売の面におきましてもそういった懸念があるという形のものが出ております。現に、酪農協で委託販売をした場合には回収がちょっと難し

いといったことがありまして、さらに各お店に置いていただくという部分の中でも、販売店のほうの責任になるということで、そういった事情もございます。

そういった中で、牛乳につきましても今後、付加価値をつけながら販売戦略を練っていくという形になります。こういった部分につきましては、先ほど申し上げましたように、農観商工連携事業の中で牛乳の加工も含めた新しい商品づくりも必要でありますし、販売面につきましても、酪農協も農観商工連携の協議会の中に入っていただくという形も考えておりますので、そういった中で販売促進を図っていきたいというように考えております。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 農観商工連携推進協議会という中でしっかりとやっていただきたいと思います。

生乳生産本州第1位那須塩原市というわけでありますけれども、実際、ではそれが何なんですかと聞かれる場合が多いんですね。これなんかでも実際そうです。これは何なんですかと言われて、じゃどこで飲めるんですか、食べられるんですかというふうに聞かれてちょっと戸惑うときもあるんですが、そういった中においては、先ほど申し上げましたように、せっかくのミルク街道という部分があるわけですから、しっかり売る場所、またここへ行ったら飲めるよ、食べられるよ、買えるよといったものも必要になってくるのではないかと思います。

そういう中においては、この農観商工連携推進協議会の中で、産業振興ビジョン、計画といいますか、そういったものをしっかりと練っていただきたいと思うんですけれども、その作戦についてはいかに考えているのかお伺いしたいと思います。

議長(平山 英君) 産業観光部長。

産業観光部長(三森忠一君) 産業振興ビジョン という形でございます。

これにつきましては、先ほど申し上げました農 観商工連携の中で、例えば今言いましたように那 須塩原ブランドを立ち上げるというのも一つでご ざいますし、前に申し上げましたように、乳製品 の消費拡大というのも一つでございます。さらに、 市内活性化のための研究テーマとしてありますけ れども、有機低農薬野菜の販売促進とか、そうい った部分の中で検討していく考えでございまして、 ビジョンにつきましては、先ほど申し上げました 協議会を通じて、いろいろな経済団体との連携も とりながら考えていきたいと考えております。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) いずれにしろ、ブランドとして売り出す戦略というものが大変重要になってくるのではないかと思います。そういう中において、しつこいようですけれども、商工連携推進協議会、先ほどの話にありましたけれども、市長、首長が入っているという中においてはしっかりと協議していただいて、戦略を練っていただきたい。いずれにしろ、これをブランド化することによ

って、先ほど答弁がありましたけれども、地域の活性化、それはどこにつながっていくのかというと、やはり元気なまちづくりに進んでいくのではないかと思いますので、しっかりと協議をしていただきたいと思いますし、また、しつこいようでありますけれども、ミルク街道、せっかくこういった名前もつけているわけであります。最近では、豊浦公民館のほうで福祉大を卒業した女の子が来て歌った中においても、やはりミルク街道というものでアピールをしてくれています。総力を挙げてしっかりとやっていただきたいと思います。

また、最後になりますけれども、地域の活性化

を進めるのは、先ほど言いましたように、何より も元気になるということになりますと、観光PR としてのブランドメッセージといいますか、キャ ッチコピーといいますか、そういったものに関し ては、皆さんご存じのとおり、杜の都仙台とか、 彩の国埼玉、または北の大地北海道と言われるよ うな、そういったキャッチコピーといいますか、 ブランドメッセージを出す必要性も今後出てくる のではないかなと思います。

宇都宮市においても、最近たしかメッセージもできたと思います。なかなか頭に入らない部分なんですけれども、そういった部分からいきますと、先ほど広報の中にありましたけれども、牛乳のまち那須塩原、また牛と生きる那須塩原市という、そういったメッセージがかなり強いインパクトでいくのではないかと思いますので、そういったものも今後検討していっていただきたいと思いまして、次の質問に移ります。

最後に、電子市役所づくりについて。

最近は、地球環境問題と情報化が最重要課題であると言われております。受け手が見たい情報をいかに速く正確に発信するかが重要なポイントであると考えます。この観点から2点質問をいたします。

1点目に、行政手続のオンライン化の進捗状況 について、2点目に、ホームページの充実とセキュリティーについて、以上2点お伺いをいたします。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) それでは、4番目の電子市役所づくりにつきまして2点ほどありましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、 の行政手続のオンライン化の進捗状況 につきましては、那須塩原市地域情報化計画に基

づき各種システムの導入や運用を進めておりますが、これまでに市ホームページ上から各種申請書の様式が取得できるダウンロードサービスに加え、ファクスからも取得できるファクス音声応答サービスや、電子入札・電子納品システムのほか、公共施設の空き状況の確認や予約ができる公共施設予約システムの導入を行ってきたところであります。

なお、住民票の写しの交付申請などの行政手続 オンライン化につきましては、先進自治体の利用 状況が低迷していることやシステム導入費が高額 であるということなどから、導入時期や方法など につきましては慎重に検討してまいりたいと考え ております。

次に、のホームページの充実とセキュリティーについてでありますが、こちらにつきましても地域情報化計画に基づき進めておりまして、平成20年度におきまして公開型の地図情報システム、「那びーる」というタイトルですけれども、これの導入を行い、電子地図を利用した情報提供に取り組んでおります。

なお、ホームページ上のアンケートでございますけれども、こちらでは欲しい情報がすぐに見つかったという回答と、見つけづらい、さらにはなかったという回答がほぼ同数になっております。こういう中で、来年度、現在のシステムのリプレース、更新ですけれども、これを予定しておりますので、そうしたご意見、回答を参考にしながら、情報が見つけやすいページづくりを進めるとともに、情報の発信体制につきましても研究、検討を加えてまいりたいと考えております。

また、ホームページのセキュリティーにつきましては、非公開の情報が漏えいすることを防止する機密性、それから不正なデータの改ざんなどを防止する完全性、さらにもう一つですけれども、

障害などで情報が取得できなくなることを防止する可用性を3つの原則として運用いたしております。

今度とも、定期的なメンテナンスや外部の機関によるセキュリティーチェックなどを受けながら、このセキュリティーの確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 初めに、行政手続のオンライン化について再質問をしたいと思いますけれども、たしか平成23年度までに30種類の行政手続の種類があるという形において計画にのっているんですが、この点に関しては今どこらまで進んでいるのか。また、残っているものはなかなか難しいという中で残っているのかな思うんですが、そこについてお聞かせ願いたいと思います。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 平成23年度までに情報 化計画の中で30種類の行政手続のオンライン化を 進めていこうということで、ただいま申し上げま したものについては現在までに整備が済んで、お おむね現在できるものについては進めてきたと、 こういう状況にあるわけなんですけれども、難し いというのは、先ほども申し上げましたが、市民 の皆さんからの要望では、住民票とか戸籍とかそ ういったものの申請もネット上からできないか、 できれば便利だと、こういうことになるわけなん ですけれども、現実にこれを運用していく場合に、 個人情報ですので本人確認といいますか、これの 厳格化ということから手続がかなり難しいという か煩雑になります。そういうことから、先ほども 申し上げましたが、なかなか先進都市でも利用が 進まない、こういう状況にありますので、こうい うものが幾つか残っているということであります。 そのほかに児童交付金の拡大であるとか、いろいる情報の発信の中でホームページでできるものをやっておりまして、数をちょっと数えてはおりませんですけれども、現時点ではできるものについては計画上順調に進んでいると、こういうふうに認識しております。

以上です。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 計画で順調に進んでいると いうことなものですから、あとのこともよろしく お願いしたいと思います。

また、別な部分で、自治体によってはクレジットカードでの税金の納付ということが最近は出てきております。パソコン、また今携帯電話がかなり普及している、そういう中においてパソコンとか携帯の中からシステムを使って支払えるというような方法もあると聞いております。そういった中において、システム上、本市においても可能ではないかと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長(平山 英君) 総務部長。

総務部長(増田 徹君) クレジットによる納税 の問題についてお答えしたいと思います。

現在、市においては納税しやすい環境づくりということで口座振替、それからコンビニ収納による納税ということで進めているところでございますけれども、今ご提案のあったクレジットカードによる納税については、直接納税者が納税するということではなくて、カード会社が納税者にかわって代理納付をするサービスということになるかと思います。

そういうことから、口座振替ですと1件10.5円、コンビニ収納ですと55円という手数料なんですけれども、クレジットカードの場合は基本的には納税額の1%という形になっております。準定額制

というものもありますけれども、基本的には納税額の1%という形になっております。この件に関しては、ほかの手数料との均衡を図る必要があるのではないかというような総務省からの通知もございますので、その辺のこともあわせて検討していかなければならないのではないかというふうに考えております。

ホームページ上のシステム上の問題ではなくて、 納税手続ということでお答えさせていただきました。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) クレジットの場合ですと、 代理支払いという、そういう中で難しさがあるの ではないか、また手数料も1%と高いというお話 でありました。ただ、税金以外にどこの自治体で もやはり使用料という部分があると思うんです。 そういう中においては水道料金なんかも使用料に 入ってくると思うんですが、一番最初にとは言わ ないんですが、手がけたのがやはり水道料のクレ ジットカード支払いということも、クレジット会 社から来る用紙なんかを見るとそういう中にも入 っていますので、水道料金なんかでは今後、そう いった中において考えていく計画があるのかどう かお伺いしたいと思います。

議長(平山 英君) 上下水道部長。

上下水道部長(江連 彰君) 水道料金のクレジットによる支払いということでございますけれども、現在は上下水道の料金、使用料等においても口座振替、窓口、それとコンビニの支払いというようなことで扱っております。当面、税同様、クレジットということでの支払いについては現行では考えておりません。

以上です。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。 9番(鈴木 紀君) わかりました。 ただ、いずれにしる将来的にはクレジットカードの支払いなんかも出てくるのかなと思いますので、今から研究していただくことも必要かと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、ホームページの充実とセキュリティーに ついてでありますけれども、先にセキュリティー についてお伺いしたいと思います。

パソコン配備という形においては、庁内、公民 館、また学校関係にもパソコンを配備していると 思います。そういう中において、庁内関係のセキ ュリティーと学校関係、また公民館におきまして はどういった情報管理をしているのかお伺いした いと思います。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) セキュリティーの関係 ですけれども、以前にもお答えしたかと思います けれども、市のほうでセキュリティーポリシーな るもの、いろいろ情報の取り扱い等々細かに定め たものがありまして、それをつくっております。 それぞれ私どものネットの中でもマニュアル等も つくっておりまして、随時それを見て運用できる ようなシステムになっております。

このセキュリティーポリシーにつきましては、 学校等も基本的に含めまして、これに基づいて運 用していただくと。ただ、学校現場のほうは一般 行政とはまたちょっと違った環境にあると思いま すので、そちらについては教育委員会サイドのほ うで何らかのこれに加えた内容もあるのかとは思 いますけれども、そのようなことで全庁的に運用 しているところです。

議長(平山 英君) 教育部長。

教育部長(松本睦男君) それでは、学校現場に おける教職員のパソコン関係のセキュリティーの 関係ですけれども、その前に、現在、学校のほう にパソコンが配備されているその状況を申し上げ ますと、小学校で165台、中学校で105台、合わせて270台配備されております。パソコンの配備につきましては、将来に向けて計画的に1人1台ということで、最終的には750台程度を予定しておりますので、現在のところ約4割程度の状況であります。

その中で、このパソコンのセキュリティーでありますけれども、常々校長会等を通じまして、その管理については校長の責任のもと、しっかりお願いをしたいということで現場のほうの指導については行っております。

具体的にどういったパソコンを使っているかと いうことでありますけれども、先ほど企画部長の ほうからセキュリティーポリシーのお話がありま したが、それとは別に学校関係のパソコンについ ては独自でセキュリティー対策ということで、ま ずパソコン自体が記憶装置のない、あるいはOS 機能がない、すべてサーバーにおいて行うという ことで、名称を申し上げますと、シンクライアン トパソコンというふうなパソコンを使っておりま す。でありますから、そこに情報が保存されない ということでありますので、すべて西那須野庁舎 にありますサーバーのほうで管理されている、管 理されているというか、そちらから引き出して、 そのパソコンにはそういった記憶装置がありませ んので、そういった心配はないというふうに考え ております。

また、時々新聞等で報道されますけれども、パソコンを持って自宅に帰って盗難とかというふうな話を聞きますけれども、その部分につきましては、やむを得ず教職員が自宅で自校の所有するパソコンを利用する場合、ポケットクライアントというふうなものがありまして、これは先ほど申し上げましたサーバーのほうに接続するときにそこをあけるかぎみたいなものですけれども、そうい

ったポケットクライアントを利用して、そこに自 分のパスワードを入れまして庁舎のほうのサーバ ーにつなぐと。当然、自己所有のパソコンではあ りますが、そのパソコンは画面とキーワードでし か操作できない。いわゆるハードディスクの記憶 装置というかそちらのほうには関係しませんで、 庁舎のサーバーから引き出して、例えばやり残し ている業務を行うというような形でありまして、 保存はできませんので、それだけの作業にすぎな いということで、そういった心配される流出とい うものはありません。

以上です。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 庁内のセキュリティーに関してはそれほど心配ないのかなと思っているんですが、最近、学校関係では、先日の報道にもありましたけれども、情報管理は校長がUSBでしていると。そういった中において、今言われたように確かにサーバーから直接という形ですけれども、USBで果たしてダウンロードできるのかという、そういったこともありますけれども、USBのほうに仮にダウンロードできるのであれば、家へ持っていってパスワードで入れる、また出すということも可能なのかどうかちょっとわかりませんが、このUSBという形では、新聞報道であったようなことがここでも行われているのかどうなのかという部分でお聞きしたいと思います。

議長(平山 英君) 教育部長。

教育部長(松本睦男君) ただいま申し上げましたが、USB等の管理につきましては学校長の責任のもとに行っておりますが、今議員がおっしゃったUSBメモリー、これはメモリーつきではありません。ただいま私が申し上げたポケットクライアントというのは、そういうものと似ているんですけれども物が違いまして、あくまでもそこに

記憶はされていないというものを使っておりまして、先ほど申し上げましたように使った後もそこに保存はされませんし、サーバーから引き出してサーバーにそれを登録するというか、そういう形でありますので、そういった心配はありません。以上です。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 確認なんですが、USBを 先ほど学校長の責任でという形でということであ りましたけれども、報道ではそのUSB管理を本 人がしていなかったという、そういった報道もあ ったものですから、しっかりと確認をしていただ きたいというか、管理はしていただきたいと思い ますけれども、そこら辺のところの厳重な形とい いますか、しっかりとやっていただけると思うん ですが。

議長(平山 英君) 教育部長。

教育部長(松本睦男君) 先ほども申し上げましたが、議員がおっしゃったUSBと学校で使っているUSBにつきましては、議員がおっしゃっているのはメモリーがあるもので、学校で使っているものはそういったメモリー装置というか、それがないというものでありますので、そういった心配はないというふうに考えております。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。 9番(鈴木 紀君) はい、わかりました。

それでは次にホームページのほうに移りたいと 思いますけれども、これが那須塩原市のホームページなんですね。先ほど説明がありましたけれど も、確かに「那びーる」とかもろもろあります。 そういった中において、このホームページはいつ ごろ作成されたのか、まず初めにお伺いしたいと 思います。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 合併以前からそれぞれ

旧市町では、旧黒磯市は持っていましたし、ホームページはあるにはありました。ただ、なかなか使い勝手といいますか、ある程度技術というか知識がないとできないということを踏まえまして、平成18年度にアイシティというシステムを導入いたしまして現在に至っていると。これは、情報を各部署でいろいろ掲載しているわけですけれども、研修を受ければ操作が簡潔にできると、こういうシステムでこれまで運用してきたということです。議長(平山英君) 9番、鈴木紀君。

9番(鈴木 紀君) 作成したのが合併前という 形でいいんですか。今、平成18年と言いましたけ れども、合併前からこういった形のホームページ ではなくて、18年にという形だったんですか。は い、わかりました。

そういう形で、使い勝手という言葉も先ほど出ましたけれども、今は隣の那須町もそうですけれども、那須町を例に出すのはあれなんですが、このトップページもきれいにされました。その中においては、先ほど話がありましたように、那須塩原ブランドという立ち上がりにおいては何項目か、多分何品目か出てくると思います。その中においては、下野新聞社の方も来ていますけれども、報道関係もそうですけれども、すべて相手側が決めて載せてくれると。

しかし、このホームページに関しては、あくまでもここで独自性でやっていけると思うんです。 発信するということは、こういうのを本当にアピールしたいんだという部分においては重要な情報源であると思いますので、今後これを変えていく、また使い勝手も含めて見直しをしていくというような計画があるのか。

というのは、現在は文字よりもやはり映像という部分からつなげていくというほうが見やすい。 また、高齢者とか今若い人たちでもパソコン教室 に通う人が多いということを考えますと、もっと もっと受け手側が見やすいような方向にいくべき ではないかと思いますので、その点お聞きしいた と思います。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) まず、現在のホームページ、今議員がお示しになったものについては、アイシティというシステムを平成18年度に導入して今のホームページに切りかえたと、こういうことで現在に至っているということです。

これは5年のシステムのリース期間といいますか、契約期間が切れますので、先ほど申し上げましたが、平成22年度中にこれをリプレースする、更新すると、こういう予定でおりますので、その中で今もろもろありましたことにつきましてもしっかり検証しながら、より見やすいホームページづくりに努めてまいりたいと思っております。

議長(平山 英君) 9番、鈴木紀君。 9番(鈴木 紀君) わかりました。

以上です。

22年度中に見直しをしてもっと使い勝手のよい、 見やすい形をつくっていくということなものです から、先ほど申し上げたように、このまちの活性 化はやはり僕は牛乳のまち、ミルクのまち那須塩 原だと思っています。一口に言ってもそういうま ちだと言われます。そういう中において、しっか りとこのホームページを情報の発信という形にお いては、見やすい、使い勝手のよいものを発信し ていただきたいと思いまして、私の一般質問を終 わります。

大変にありがとうございました。

議長(平山 英君) 以上で、9番、鈴木紀君の 市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩をします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時14分

議長(平山 英君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

山 本 はるひ 君

議長(平山 英君) 次に、24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) それでは、通告に従い まして市政一般質問を行います。

1番、中小企業者への支援について。経済危機 が続く中、市内の商工業者は大変な状況にありま す。

そこで、 中小企業者事業資金制度融資とはど のようなものかお伺いいたします。

その利用状況について伺います。

今後の制度融資と借りかえについてお伺いい たします。

答弁、よろしくお願いいたします。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君の質問 に対し、答弁を求めます。

市長。

市長(栗川 仁君) 24番、山本はるひ議員の市 政一般質問の1の中小企業者への支援について3 点ほどございますけれども、順次お答えをさせて いただきます。

の中小企業者事業資金制度融資についてのご 質問にお答えをいたします。

中小企業者事業資金制度融資は、原則、市内の 中小企業者を対象に、事業に必要な資金を低利か つ有利な条件で融資するための制度であります。

資金といたしましては、運転、設備、創業支援

及び小規模企業支援の4つの資金があり、融資期間、融資条件及び融資限度額は資金によって異なります。利率は返済期間に応じて4つの資金とも同じく設定していますが、市が融資の原資となる資金を市内金融機関に預託し、それに金融機関の自己資金を加えて融資が行われることから、金融機関の協力のもと、低利なものになっております。

さらに、すべて栃木県信用保証協会の保証が付され、債務が保証されますので、中小企業者にとっては金融機関からの安定的な資金調達が可能となります。

また、融資実行時に発生する保証料につきましても、その保証料率は中小企業者の経営状況に応じて設定されますが、市と保証協会がその一部を負担して通常の率より引き下げられています。さらに、融資返済を期間内に完了した場合、融資の際に負担した保証料を市が全額補助する保証料補助制度もあります。

次に、 の利用状況についてのご質問にお答え をいたします。

平成20年度の融資実績は377件15億1,108万円であり、19年度と比較して実行件数が4.1%の減、実行額が10%の減という状況になっております。減少の要因としては、昨年秋以降の経済悪化の影響により中小企業者の経営も圧迫され、新規の借り入れを進めづらい状況にあることなどが考えられます。

21年度10月までの実績は253件10億4,711万4,000円で、前年同期と比較して実行件数が12.4%の増、実行額が9.6%の増となっております。増加の要因としては、昨年秋以降の経済悪化への対策として昨年11月に創設した小規模企業支援資金、及び本年3月に運用を開始した借りかえの利用が進んでいることが挙げられます。

次に、の今後の制度融資と借りかえについて

のご質問にお答えをいたします。

今後の市制度の融資につきましては、国・県の 景気対策や中小企業対策の動向を注視しながら、 また融資状況を把握しつつ融資枠を確保して、市 内金融機関及び商工会との連携、協力のもと利用 促進を図ってまいります。

借りかえにつきましては、本年3月から運用を開始し、10月末までに45件2億7,737万4,000円の利用がありました。この制度は、既存の融資残高を新規の運転資金で一括償還し、その新規資金を返済していくものでありますが、実質的な返済期間の延長であり、月々の返済額も圧縮されますので、現在の経済状況のもとでは中小企業者の経営安定には有効な手段と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。 議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) それでは再質問をいた します。

丁寧に説明をいただきましたが、まず私自身が中小企業というものに対して余り理解がないものですから、市内におきまして現在、いわゆる中小企業者といわれるような事業形態を持っている方たちはどのくらいいらっしゃるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど市が融資の原資となるお金を 金融機関に預託してというようなことをお答えに なられていたと思うんですが、預託制度について もう少し詳しく説明願いたいと思います。

議長(平山 英君) 産業観光部長。

産業観光部長(三森忠一君) 対象となる中小企業者ということでございますが、この事務につきましては商工会に審査事務をお願いしているという形になりますので、商工会に加入している市内で3,000の商工会員がおりますので、それらを対象として実施しております。

また、この預託事業につきましての流れなんですけれども、市で11億の預託金を栃木県の信用保証協会に預託するわけでございます。これを保証協会は、市内に金融機関が15行あるわけですが、実績に応じまして 失礼しました。先ほど信用保証協会に預託金を、初めは貸し付けです。信用保証協会に11億円を貸し付けまして、それを先ほど言いました市内の金融機関15行に預託をする。この預託額につきましては、毎年の実績に応じて預託をしていくという形になります。

金融機関は、保証協会から預託額を受けますけれども、その預託額の3倍、ですから合計4倍になるかと思うんですが、その4倍の貸し付けを行うというような流れになっております。

以上でございます。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) つまり、この中小企業 者への運転資金とか設備資金あるいは創業支援資 金、新しく小規模企業支援資金というのができた というお話でしたが、それらについての預託金は 市が信用保証協会に預けて、それを金融機関にま た預け、それを商工会が仲を持つ形で中小企業者 に貸しているというようなことなんだと思います。

それで、これにつきまして、多分今ごろの時期というのは、市内の小さな企業の方たちは一番お金が大変な時期ではないかと思うんですが、これを商工会員になっている3,000くらいの方たちの中で何件かの方が借りていらっしゃるとは思うんですけれども、この資金を借りるために何か審査をするんだと思いますが、その審査の中で、特にこのことがあればだめだというようなことがあって借りられないというようなことがあればお話しいただきたいと思います。

議長(平山 英君) 産業観光部長。

産業観光部長(三森忠一君) この制度融資につ

きましては、まず一つの流れとしまして、先ほど 説明しましたように運転資金というのがあります。 そのほか設備資金、創業支援資金、小規模企業支 援資金という形がありますが、この中の条件とし まして、市内に事業所を有する方というのが一つ あります。もう一つ、市内で1年以上の事業を営 む方、さらに市税を滞納していない方というのが 融資の条件となっております。

以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 市が行っている融資の制度なので市内に仕事場があってそこで事業を営んでいる方というのもわかりますし、市税を滞納していない方というのも形としてはわかるんですけれども、きのうも予算の中で話がございましたように、現在、市内で市民税を払えない方がふえているという中で、税金をきちっと決まりどおりに払うことができない企業の方もあると思います。そういう方こそ、こういう有利な資金を借りたいということが多いかと思うんですけれども、この市税を滞納していないという中には、例えば市の収税課が今、普通のとおりには払えないけれども、きちっと払うよというような約束をしているという方も、やはりこれは滞納ということで借りるこ

議長(平山 英君) 産業観光部長。

とはできないんでしょうか。

産業観光部長(三森忠一君) この制度融資につきましては、先ほど説明しましたように、資金を借りたい方は初めに金融機関に融資の相談に行く形になります。その融資の相談の中で、金融機関には市で作成しました融資のパンフレット等も置いてあります。行員の方からそういった説明を受けるわけでございますが、その条件としても、市税の滞納がないということを条件として金融機関の方も受けていただいているという認識でおりま

す。

そういったことから、分納という部分についての把握は、当然、第一段階で納税証明書を見て滞納があるかないかを判断する形でございますので、その方が分納しているかどうかという判断はその時点ではできない、そういった状況になると思います。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 今の説明ですと、結局、 きちっと税金を払っていない方は借りられないと いう制度なんだなということで理解をいたしまし た。

けれども、市が今11億円という預託をしている わけですけれども、小さな企業がお金を借りると いうのはいろいろな方法があると思うんですが、 市のこういう一番有利な制度を借りられなければ どんどん利息の高いものを借りなければならなく なって、ますます資金ぐりが大変になるというの は事実だと思います。せっかく保証協会などを使 っていて利息も非常に安いので、税金を払ってい ないということを借りることができない要件にし ているというのもわかるんですが、ぜひその辺の ところは今後の課題として、商工会なり銀行に任 すということではなくて、もう少し、本当に使い たい人が借りられるような制度にしていっていた だきたいというふうに思います。

それで次なんですけれども、今の利用状況を先ほどお尋ねしたんですけれども、その中で小規模企業支援の資金ができたので、ことしは借りる人がふえた、借りかえの制度ができてきたので、やはりことしはふえているのではないかということなんですが、この辺につきまして、今年度末どのくらい融資の枠が埋まるかということをお尋ねしたいと思います。

議長(平山 英君) 産業観光部長。

産業観光部長(三森忠一君) 小規模企業支援資金につきましては、昨年11月15日に創設をしまして、昨年においては、11月に創設したということもありまして21件、金額で5,440万という形でございました。今年度になりまして4月から10月までで50件1億4,900万ほどでございますので、平均いたしますと1件約300万くらいの資金の貸し出しをしております。

さらに、借りかえでございますが、先ほど市長の答弁の中で申し上げましたように、今年3月に創設しまして、昨年度といいますか3月の中では2件850万ほどでしたけれども、今年度になりまして43件2億6,800万という額で、こういったことで経営の安定には有効に働いているという形でございます。

以上でございます。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。

24番(山本はるひ君) 借りかえの制度がこと し3月からできて、そういうことで借りやすくなった、使いやすくなったというふうなお話でござ いましたし、確かにこの制度のありようを見ます とそういうことなんだなというふうには思います。

それで、現在、那須塩原市が中小企業に対して お金をこういうふうに融資をするというようなこ と、商工会を通して実際は市内の金融機関15行が 行っているということなんですけれども、先ほど も申しましたように、税金をきちっと支払ってい ないから借りられないということになりましたと きに、ほかに市で何か中小企業の方たちにお金を 貸すというような制度はあるんでしょうか。

議長(平山 英君) 産業観光部長。

産業観光部長(三森忠一君) この制度融資につきましては、先ほど市税の滞納がないというのを条件として示しておりますけれども、最終的には金融機関を通しまして、審査をするのは保証協会

でございます。保証協会が貸すか貸さないかを最終的には決定するということでございます。そういった中でこれは運用されているということでございます。

この制度資金以外に中小企業者に対して現在資金を貸し出しているというのは、ほかにないと思います。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) わかりました。

中小企業者への支援についてということで、この制度融資そのものは、お金を市が今は11億円を預託しているということであって、商工会なり金融機関あるいは保証協会が実際は貸しているという、そういう制度はよくわかりました。

それで、実質的な返済期間を延長できることで 月々の返済額も減るというような借りかえ制度も できたことですし、中小企業者の経営安定にはそ ういう制度が使いやすくなっているということが 有効な手段だというふうには思います。

聞いておりますと、市が直接、これを使ってもらうことに対して、お金を出している以上には余り力がないといいますか、やっていることはないようには感じましたが、ぜひこの制度を、商工会を通してもっともっと中小企業の方々が借りやすくなるような制度にしていっていただきたいというふうに願いまして、この項は終わります。

2番目に移ります。

市の表彰制度について。合併後、毎年、表彰条例に基づき市の表彰を行っています。今年度も行われました。

そこで、 この表彰はどのような過程を経て表彰対象者が選ばれ、表彰されているか。その表彰の内容と基準はどのようなものかお尋ねいたします。

感謝状贈呈というものもありますが、この感

謝状贈呈はどのように行っているかお尋ねいたし ます。

以上です。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 市の表彰制度につきまして2点ほどありましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず1番目の関係ですけれども、市の表彰は那 須塩原市表彰条例に基づいて、本市の自治行政、 市民福祉の向上、産業や教育、文化の振興など市 勢の発展のために特に顕著な功績のあった方々や、 本市に多額の金品を寄附された方々を表彰するた めに、毎年実施しているものであります。

表彰者を選ぶ過程を申し上げますと、表彰条例 の表彰基準に基づきまして、それぞれの所管担当 部から表彰事務を所管する企画部へ内申を行い、 内申を受けた企画部では、那須塩原市表彰審査委 員会に付議をいたしまして表彰者を選定し、市長 が決定いたしております。

表彰範囲とその基準は那須塩原市表彰条例及び 同表彰条例施行規則に定められており、具体的に 申し上げますと、「消防団員の職に20年以上あっ た方」や「交通指導員の職に10年以上あった方」 などであります。

次に、 の感謝状の贈呈につきましては、市勢発展の功績者等に対し那須塩原市感謝状贈呈に関する要綱に基づいて行っておりまして、対象者の範囲は表彰の内申基準年数の2分の1以上その職にあって退職した方などであります。それぞれの所管から企画部秘書課へ内申を行いまして、その都度、市長が決定し贈呈しているものであります。以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 説明、ありがとうござ いました。

それでは再質問をいたします。

表彰につきましては毎年秋に行っておりまして、 市会議員のほうにもそこに出席するようにという ふうに要請がございますので、表彰そのものはよ くわかります。

今の説明では、表彰の対象になる方を選ぶに当たっては、多分それぞれの役所の中の担当の部か課から企画部のほうに内申をというお言葉がありましたが、この内申というものについてもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 先ほど表彰の対象者の 範囲といいますか、こちらを幾つか、自治行政と か市民福祉の向上とかいろいろ申し上げましたが、 それぞれの中でいろいろな役職にあった方々、年 限、表彰条例の中で基準の定めがありますが、そ れを所管している部、課ということになりますか、 こちらで定めた一つの様式に基づきまして、その 該当者の内容、該当者並びにその職に何年から何 年あったと、と、こういったものを記載していた だいて、それを私どものほうに内申という形で提 出していただくと、こういうことであります。 議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) わかりました。

表彰の条例なり規則なりを見ますと、地方自治とか社会福祉とか、大体のものがその職に何年以上あった者が対象になるというふうになっておりまして、多分その職というのは、市会議員も8年というのがございますけれども、例えば部長なり課長なりがかわってもそれをきちっと数えていくことができるというような方々が多いようには思います。

そこでお尋ねするんですけれども、一つは、表

彰の範囲の中にございます納税に関する組合長の 職に15年あった者という表彰が、那須塩原市にあ っては、合併前のことも関係すると思うんですが、 あったかどうかということ。

もう一つは、ボランティア活動という項がございますが、ボランティア活動というのは、市役所の組織の中では特にここが所管の課だというものはないんではないかと思うんですが、その活動を何年以上という規定があります。それをどのようにして把握されて、ボランティア活動を長くして功績が顕著であった者というのを選んで内申をしているのかということについてお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、その内申があって対象にはなったけれども、実際の表彰の場には、つまり表彰を受けることができないというような場合があるのかどうか。もしあるとしたら、それの要件はどういうものかということについてお尋ねいたします。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 3点ほどありました。

まず、納税の関係ですけれども、現在でも条例の、具体的には施行規則の中で定まっているわけですけれども、納税につきましても「納税貯蓄組合長の職に15年以上あった方」、こういうことで定めがありますので、現行でもこの制度は生きておりますし、旧黒磯市の時代のこの制度が、ちょっと年限は15年であったか10年だったか、その辺は確認をしておりませんけれども、同じようなことで表彰の対象にしていたと思います。

それから、ボランティアの関係ですけれども、 それぞれボランティア活動をされている団体の 方々、活動の主たる内容がそれぞれ中身があると 思いますけれども、そういう中でそれぞれの所管、 関係課なりで関係する団体は把握をしていると、 こういう状況にあると思っています。

そういう中で、今、私どもで各部各課からどういう関係団体を掌握しているかと、こういう調査もさせてもらっていますけれども、団体で172団体、個人で53名、この中身はいろいろですけれども、こういったボランティア団体の方々の活動状況といいますか、こういったものは把握をしていると、こういう状況にあると思っております。

それから、表彰の対象外になる方はどういうことかということですけれども、条例には特別、具体的には記載してありません。市長が公正、適正にこの表彰を行うということで、例えばですけれども、先ほども前の質問でありましたが、税の滞納という方がふさわしくないということで、これは表彰審査委員会のほうで判断していただくことになりますけれども、そういうことで対象外になった方がいるということです。そのほか、何か社会的に不都合があるというような方が出てくると、これも表彰審査委員会にお諮りをして市長が決定していくということになりますけれども、そういった事案も生まれてくる可能性はあると、こんなふうに考えております。

以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) わかりました。

今、ボランティア活動に関しては、団体で172、個人で53人をそれぞれの所管課で把握していらっしゃるということだったんですが、合併をした後、現実にボランティア団体として表彰された、あるいは個人で表彰された方、名前とかじゃなくて、どんな団体が表彰されているかということをお尋ねいたします。

というのは、ほかのことは、先ほども申したように、何々を8年とか何々を10年、15年、20年と

いうように区切ってありまして、その方たちは報酬をいただいているなり、あるいは市のほうが委嘱をして何かの立場についた方ということですので、課長とか係長がかわってもわかっていくものだと思いますが、ボランティアというくくりはわかるようでわからない部分がございまして、これをきちっと所管のほうで把握でき切れるのかなという疑問がございますので、そういう点も含めましてお尋ねいたします。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) ボランティア関係の表彰ですけれども、17年度以降ということでお答えをさせていただきますが、17、18年度はボランティア関係での表彰者はおりません。

19年度に、ボランティアの団体ということで、公園の愛護会を表彰させていただいた。

それから、平成20年度ですけれども、ボランティア関係団体の長として10年だったかと思いますけれども務められたということで、2名の方を表彰した。

それから、今年度21年度ですけれども、ボランティアの活動を長年務められた、これも10年だったかと思いますけれども、10年以上継続してということで活動された方々、内容的には緑化推進、それから山岳救助、こういう関係の方々を13名表彰させていただいたと、こういう結果であります。

もう一点ですけれども、こういった方々の管理がなかなか難しいのではないかと、こういうお話ですけれども、それぞれこの表彰制度を毎年やっておりますので、多分それぞれの課で係単位かもわかりませんですけれども、台帳とまでは言い切れるかどうかわかりませんですけれども、そういった管理というものはしているものと思います。少なくとも私どものほうではそういった履歴的なものをきちんと管理させて、漏れがないようにと

いう言い方はちょっとまずいかもしれませんけれ ども、そういうことで対応をしているというよう な状況です。

以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。

2 4番(山本はるひ君) 表彰制度につきまして は、国も行っておりますし県も行っておりますし、 その流れの中で制度ができているんだと思います。

そういう意味では、市独自で何をかにをということは少ないとは思うんですが、このボランティア活動に関しては、市長の公約の中にも市民活動の支援事業ということが書いてございましたように、今後ますますボランティアというくくりの活動はふえていきますし、市のほうも市民との協働をということで、こういうものをますます、表彰をすればいいというものではないんですけれども、重要視しているんだという姿勢は示していくべきだと思います。

そういう意味で、今172団体と53人の方を把握していらっしゃると、ちょっと中身がわかりませんのでその53人とは何ぞやということもあるんですけれども、今後にあっては、この表彰については、きちんと年限が決まっているものはともかくとして、このボランティアの関係に関しては漏れのないように、本当にボランティア活動をしている方は割と市の中ではわからないというものもありますので、把握をしていただきたいと思います。

2番目の感謝状についてなんですが、確認ですが、これは表彰の対象にならなかった方で、その年限が2分の1以上で、先ほど退職した方とおっしゃったような気がしたんですけれども、これはこの表彰の関係、範囲の中でのということで、すべてというふうに考えてよろしいわけですか。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 感謝状の関係ですけれ ども、対象につきましては表彰のほうの条例と同 じ区分でありまして、ただ表彰の年限までには満 たないで、退職という言葉は不適切だったかもし れませんけれども、その職なりを辞されたと、こ ういう方に感謝状を贈呈する。その基準は表彰条 例の年限の2分の1以上と、こういうことで行っ ているということです。

もう一点、大変申しわけありませんが、先ほど 私の答弁の中で、納税組合長の職に15年、これも 表彰規則の中で対象にしてあると、規則上は残っ ておるんですが、運用上、現行の納税組合制度の 状況から判断いたしまして、これについては、平 成18年度以降その対象から外して運用していると いうことですので、ご訂正いただきたいと思いま す。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 説明、大変よくわかり ました。

表彰に関しては、先ほど申したように、今後もボランティアに関して漏れのないように続けていってほしいと思います。

また、表彰式というんですか、それに関しても、全員がそこに出ていらっしゃるわけではないですし、今は工夫をされて小さなコンサートなども一緒にしていらっしゃいますけれども、その辺のやり方、ことしの例でいきますと、何団体かの方に動員がかかったというか、ぜひ出てくださいというふうにお手紙が行ったそうですが、皆さん女性であったりすると、お勤めしている方が多くて、実際に休みをとって出席されたということを聞きました。そういうことも考えていただいて、表彰式のあり方も今後の課題にしていただきたいと思います。この項を終わります。

3番目に入ります。

まず字の訂正をお願いいたします。

市有バスの利用についての のところの管理規定の「定」という字、定めると書いてございますが、これは程度の「程」ということで訂正をお願いいたします。

では質問に入ります。

3、市有バスの利用について。合併前に比べて 市有バスが利用しにくくなったと聞いております。 そこで、 市有バスの利用状況と運行管理規程 についてお伺いいたします。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長(増田 徹君) 市有バスの利用状況と 運行管理規程についてお答えいたします。

現在、市には40人乗りの中型バス2台と19人乗りのマイクロバス1台があります。市有バスの利用につきましては、那須塩原市市有バス運行規程によりまして行っております。

利用許可の範囲ということですけれども、市の公の会議、研修、視察、陳情のための送迎ということになっております。また、利用できる者としましては、市、市議会、教育委員会、農業委員会、それから市長の委嘱した各種委員ということになっております。

利用の状況でございますけれども、会議、研修等の参加者の送迎、小中学生の社会科見学、保育園児の体験学習、公民館の各種教室というようなことで、市が実施する事業に利用しているというところでございます。

利用に際してですけれども、利用は1日ということで、1日の走行距離は300km以内ということになっておりまして、特に必要な場合には2日を超えない範囲で許可をするということでございます

市有バスにつきましては、大変業務に幅広く利

用されているというようなことがございますので、 今後も適切な利用、運行をしていきたいというよ うに考えております。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 説明はわかりました。 運行規程に書いてあるということの説明だったと 思います。

この質問をした理由につきましては、合併前の 黒磯市あるいは西那須野町にあってはもっと気楽 に使えたというか、もっと広い範囲で使えたのに、 合併をしたら使えなくなったという声が結構あり まして、そういうことで確認をしたということで す。

そこで何点か再質問をいたしますが、今使える 団体についてのお話がございましたが、これに関 して優先順位があるのかどうか。規程を見ますと、 7日前までに使うということの提出をしてくださ いと書いてあるんですが、例えば今、小中学生あ るいは保育園児に対して使えるというようなこと でございましたが、ことしのようにインフルエン ザがはやったりして使う日がずれてしまったとか というときに、ずらした日にちに、ほかの例えば 公民館の団体が使うことになっていたというよう なことがないとは言えないと思います。そういう ときの優先順位をどこに置いているかということ を一つお伺いいたします。

それから、使う7日前までということであって 何カ月前ということが書いてないんですが、3台 のバスということできっとたくさん使われている と思いますので、その辺の調整をどのようにして いるのか。

それから、実際に中型バスとマイクロバス、その3台がどのくらい実際に1年間で使われているのかということをお尋ねいたします。

議長(平山 英君) 総務部長。

総務部長(増田 徹君) それでは、バスの利用 状況ということでお答えしたいと思います。

利用目的別に申し上げますと、1年間で460回ほど運行しておりまして、そのうち会議、研修等の送迎については85回、それから各種委員会等の視察研修については48回、主催事業ということで保育園事業については28回、学校行事として94回、公民館事業としては164回、その他の事業として39回ということで、このその他の事業については巻狩祭りであるとかハーフマラソン大会であります。その他が2件というような利用状況になっております。

それから、優先順位の関係でございますけれども、まず市有バスについては予約をするという形で行われております。ただいま申し上げましたように大変利用が多いというようなことから、例年12月においては、まず国とか県、市のイベント、開墾記念祭であるとか巻狩祭りであるとかというような事業日程を調整するために、まず第一優先順位としてはそちらに使うための枠配分をするということでございます。その後、枠配分の後に、1月初旬から2月にかけまして小学校、中学校、保育園、公民館等々に枠配分をしていくということでございます。最後に、2月中旬になりますと全庁対象の予約受け付けをするということで、優先順位、予約順位という形で割り振りをするというようなことでございます。

それで、事業間の優先順位をどうつけているのかということでございますが、市の事業で実施をするということでございますので、どの事業に優先するというようなところで配慮をするというようなことは現在しておりません。

以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 市有バスの数が少ない ということで、利用したいという方が多いという ことで、460回使っているということなんですが、 優先順位もあるようで、なかなかつけにくいとい うところが現実だと思います。

この中で、先ほどの市の公の会議とか研修視察 というようなことあるいはイベントの送迎という ようなものは市民にとっても大切なところだと思 いますし、各種委員会の視察研修もそれなりに必 要なものなんだと思います。

が、公民館が164回使ったということで、多分、 利用状況の中で先ほど公民館と出てきたと思うん ですが、これは15ある公民館がさまざまな、高齢 者に対する教室とかあるいは女性の教室とか、そ ういう各種の何回かの講座の中に組み込まれてい るものに使われているんだと思います。

それで、それが164回、確かに公民館の数が多いので15で割ればおよそ11回くらいというふうになりますけれども、そもそも公民館で行っている各種のいろいろな講座については、ほとんどが利用するのにお金もかからない形になっておりまして、講座も市の税金で行われているものが多いと思うんですね。

そういう中で、優先順位を小中学校の社会科見学なり保育園児の学習なりにやはりもう少しシフトをして、公民館の各種講座は出ている方も結構限られていますし、同じ方が何年も使っているというような状況がなくはないので、この辺のところ、少し考えを変えていくような考えはないのかどうかお尋ねいたします。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長(増田 徹君) 公民館の利用と子ども の利用ということでございますけれども、公民館 の利用の中を少し紹介させていただきますと、女 性セミナーの移動教室でありますとか婦人学級の 移動教室、それから高齢者セミナーの移動教室、 家庭教育学級の移動教室等々がございます。先ほ ども申し上げましたように、私どもとしては市の 事業ということでとらえておりますので、どの事 業を優先的に行ってというようなことは考えてお りません。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。

2 4番(山本はるひ君) 考え方はわかりました。これは要望ということになるんですけれども、やはり市有バスは3台しかないものを規程に沿って優先順位は余りつけないで使っていくんだということですけれども、先ほど申したように、公民館の事業の中で使われるバスというのは、私からすれば、小中学校の社会科見学や保育園の方たちの学習に使うほうがより優先度は高いというふうに感じます。その辺のところをやはり考えていただいて、これからも市有バスを有効に使っていただければというふうに思いまして、この項を終わります。

議長(平山 英君) 昼食のため休憩いたします。 午後1時に再開させていただきます。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

議長(平山 英君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

24番、山本はるひ君。

24番(山本はるひ君) それでは、昼食前に引き続きまして質問を続けていきます。

4番目になります。

本庁方式における組織体制と事務の集約につい て。昨年度から組織機構の改革で本庁方式になり ました。 そこで、本庁方式になりましたが、事務の集 約や窓口機能、本庁と支所との連携、人員配置な どにおいて今後改善すべきことがあるのかどうか お伺いいたします。

西那須野と塩原に支所長が置かれておりますが、支所長の職務権限は何なのかお伺いいたします。

本庁は非常に手狭だと感じておりますが、市 民サービスの低下や職員の仕事への支障はないの かどうか、あるとすればその対策は考えているの かということについてお伺いいたします。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) それでは、4番の本庁 方式における組織体制と事務の集約について3点 ほどありますので、順次お答えいたします。

まず、 の本庁方式における今後の改善についてでありますが、昨年10月に行ったフォローアップ調査では、窓口機能や本庁・支所の連携、人員配置については特に問題はないとの結果でありますが、一部、本庁と支所間での事務分担の再整理の必要性や、西那須野地区中心市街地活性化事業の完了に伴う組織の再編等の課題が提起されましたので、来年度からの改善に向け、現在検討を進めているところであります。

次に、 の支所長の職務権限につきましては、これまでにも幾度かお答えをしてまいりましたが、支所の総括責任者として、本庁部長と連携して事務の円滑な執行などに当たるとともに、支所区域の防災事務を所管しております。

なお、先ほど申し上げました現在行っております見直しとあわせまして、支所長の職務権限等についても検討を加えているところであります。

ですけれども、本庁舎スペースと市民サービ スの関連についてお答えをいたします。現在の庁 舎スペースにつきましては、手狭であるとの認識 は持っておりますが、市民サービスに関しまして は低下を招かないよう努めているところでありま す。

以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 2 4番(山本はるひ君) それでは再質問をいた します。

先ほど最初にフォローアップ調査というふうにおっしゃったと思うんですが、聞き漏らして、ことしの10月か去年の10月かということがちょっとわからなかったんですが、その調査というものはどういうふうな形でどなたに行ったのかということをまずお尋ねいたします。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) この調査ですけれども、 平成20年度に本庁方式になったわけです。それで、 昨年10月ですから20年10月になりますけれども、 半年を経過して、その体制の中でいろいろ問題、 課題がないかということで各部に照会をしました。 各部ではそれぞれ本庁、支所を含めまして、今申 し上げました課題等を抽出してきたと。その内容 が、先ほど申し上げました幾つかの点で課題があ ったということであります。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) わかりました。

各部にいろいろなことを聞いたということですね。 先ほど大枠で問題はなかったがということで幾 つかこれから再編をしていかなければいけないと いうようなお答えだったと思うんですけれども、 窓口の機能とか人員配置では特に問題がなかった というお答えの中で、一つ、つい最近ですけれど も、1階にありました総務部の収税課の窓口が2 階に今は移っていると思うんですけれども、窓口

去年から本庁方式になって、その去年の秋には

機能に問題がなかったのにというお話の中で、これが1階から2階に移った理由をお尋ねいたします。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長(増田 徹君) それでは、収税課が2 階に移った理由ということでございますが、収税 課の業務として相談業務、そのほか収納業務がございまして、本来は人事管理上も1カ所でやるべきだというふうに考えておりまして、スペースの関係で1階と2階に分かれていたということでございますけれども、業務の内容を精査しますと、実際に1階の窓口に収税課のお客様が見える割合といいますか、業務の内容は、どちらかというと課税課、収税課のうち課税業務のほうが多いというようなことがありましたので、住民税課の収納係があそこにいる理由がないと。であれば1カ所で収税業務を一緒になってやったほうが効率的であろうというようなことから、2階に上げたということでございます。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 先ほど余り窓口などの問題はないというようなこと、人員配置も問題がないというようなことだったのに、それは去年、1年前の話で、その後変わったのかもしれないですが、収納のスペースが1階にあったほうが市民サービスという点からいくと、支払いは下でするので、これは市民サービスと逆行するのではないかと思うんですが、その辺は何か理由があるんでしょうか。

議長(平山 英君) 総務部長。

総務部長(増田 徹君) 収納する場合の市民サービスということでございますけれども、収税課で対応している収納者の市民の方々については、直接お金を納めていただくというようなことより

も、納税相談をしたり誓約相談をしたり、そういった後に納めていただくというようなことのほうが多いということがありますので、どちらにしても1階ですべて完結するというようなことではありませんでしたので、2階のほうに集約したということでございます。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。

2 4番(山本はるひ君) そういうことなのかな というふうなことで、わかりましたと言うしかな いんですが、たまたま税金の話が出ましたので、 課税課と収税課のことについてお伺いいたします。

課税課のことなんですけれども、今、本庁の中に総務部課税課というのがありまして、西那須野と塩原の支所の中に総務税務課というのがございます。そちらのほうは結構な人数の方がいらっしゃって、本庁方式になったときに、支所というのは窓口の対応業務と相談業務と現場の維持管理をするところだというふうに、19年12月議会の会派代表質問の中で市長が答弁しておりますけれども、課税課につきましては、今すべてのものが本庁方式で一つの課で課税をしていくのが本当だと思うんですが、西那須野と塩原において、課税の部分で窓口対応とか相談業務以外のことをやっているという実態はないのでしょうか。

議長(平山 英君) 総務部長。

総務部長(増田 徹君) 本庁と支所の課税業務の内容についてお答えしますけれども、基本的には賦課業務というのは、19年度の本庁集約のあと賦課はすべて本庁方式でやっております。

ただ、西那須野支所と塩原支所に固定資産の台帳等が置いてありますので、それらの移動処理でありますとか評価というものを各支所の総務税務課でやっていたということであります。

ただ、それにつきましては、21年度の総務部の 内部の事務機構の見直しという中で、本庁方式に 来年度より集約をしていこうということでやっておりまして、22年度については固定資産税等についても本庁方式に、課税そのものは今も本庁でやっているわけですけれども、そういった評価であるとか移動処理も本庁でやれるというような形にしたいというふうに思っておりまして、これは、先ほど企画部長が申し上げました組織機構の改革とは別に、総務部内としての事務の見直しという中でやっているものでございます。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。

24番(山本はるひ君) 昨年来、課税課の中で今おっしゃったような固定資産税の部分について、西那須野では移動業務とか評価をしているということを聞いておりまして、なぜ本庁方式になったのにそういうものを西那須野の部分に残しているのか、とても疑問に思っておりました。今の部長のお答えの中で、22年度からはきちんと本庁のほうにその部分を持ってくるというはっきりしたお答えがございましたので、これは来年度からきちっとした本庁方式になるということで理解いたしました。

本庁方式といっても、那須塩原市の場合は建物が1つではございませんで、西那須野のほうにも本庁部分がある部もありますし、なかなかすっきりとした体制にはなっていないようで、課税の部分をきちっとしていないと、収税のほうでもやはりいろいろなことが起きてくる可能性もありますし、きのうの予算のことでも、今後やはりどのくらい収税率を上げるかということが喫緊の課題だと、一番大切なところだということでしたので、ぜひこの課税と収税の部分につきましてはきちんと一本化をして、間違いのない課税をして市民の方たちに理解をしてもらって、たくさん税金を納めてもらうようにしていただきたいと思います。

次に移ります。

先ほど、本庁と支所間で改めて事務分担を再編とおっしゃったのか、再整理というようなお言葉だったと思うんですが、必要性がなくはないというか、あるというようなお答えだったと思うんですが、それはどこの部分にあるのかお尋ねいたします。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 本庁と支所間での事務 分担の再整理の必要性ということで、20年度に本 庁方式を採用したときに、その考え方は先ほど議 員が言われたとおりの考え方で進めてきましたけ れども、産業部の関係で商工会とか観光協会とか 外郭団体がそれぞれまだ旧市町単位で残っている というようなことも背景にありまして、企画部門 で一部支所に残っているところがあります。そう いったところを今回の見直しの中で整理していき たいと、こんなふうに考えております。

以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 本庁方式においては、 本庁では企画立案と管理業務の事務集約を図ると いうことが目的だということで、今のお話ですと、 商工会なり観光協会がまだ西那須野の支所などに 残っているということで、それも追って整理され ていくんだろうというふうに理解いたします。

そこで、先ほど西那須野の中心市街地、アクアスというところのことだと思うんですが、それが完了したのでその組織を変えるというお話がありましたが、それは具体的に何をどうするのかということについてお尋ねいたします。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 西那須野中心市街地の 活性化事業、大きく申し上げますと、今あったア クアスもそうですけれども、駅前の整備とか中央 通り、大きな事業をやってきました。まちづくり 交付金事業ということで、40数億の事業だったと思いますけれどもやってきたと。これが一段落をするということで、本庁と支所の機能の分け方は先ほど申し上げてきたとおりで、本来であれば、こういった大きな工事については本庁でやるという基本的な考え方なんですけれども、今までやってきた経過等々もありまして、そういう意味では、直接の事業所を置いたというような変則的な考え方で、建設関係の部署を直接、西那須野支所がその現場を受け持つと、こういうことでやってきましたので、それが今回終了間近だということですので、22年度に、それについても本庁方式という基本的な考え方の中で整理をしていくと、こういうことであります。

以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) そうしますと、ただい ま西那須野支所に置いてある建設部建設課の中に あるまちづくり推進係と市街地整備係がなくなる か縮小して、それが全部本庁のほうに戻ってくる という理解でよろしいんでしょうか。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 先ほどもご答弁で申し上げましたが、現在検討中ということで詳細を詰めているところなんですが、現在までのところ、骨格的な部分でまだ庁議を経ていませんので、職員の会議、検討会等々の中での骨格づくりということです。

ただ、考え方の方向性としてはそういうことですので、単独で残すか、どこかの課と一緒にして効率化を図ると、こういうことも考えているということです。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) わかりました。

22年度に変わるものに対して、3月議会で質問

すればそのときにはもう決まってしまっているので、この時期に聞くものであります。

それで、はっきりまだ決まらないという部分は あるようですが、先ほどの税務に関するところ、 それから建設に関するところが少しすっきりして、 本庁方式により近づくのかなということで理解を いたします。

次に、西那須野にございます教育委員会事務局についてなんですけれども、今、教育部の中には教育機関としてたくさんの施設が西那須野の庁舎以外のところにあります。学校は別といたしまして、公民館を初め22の教育機関があるんですけれども、この教育機関について、教育部と外にある教育機関それぞれのところとの連携についてはどのようになっているのか、きちんと連携がなされているのか。

今後、生涯学習というのがますます大切な部門になってきまして、皆さん長生きをしてずっと生涯学んでいくんだというような形になっているときに、やはり教育機関が外にあるがために情報が届くのが遅いとか、あるいは仕事をするのに本庁の職員と休みが違うというようなこともございまして、その辺の連携がうまくいかないというようなことを時々聞きます。

その辺については、来年度に向けて何か考えていることがあるのか、あるいは何も問題がないと思っていらっしゃるのかについてお尋ねいたします。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長(松本睦男君) ただいま教育委員会の 教育機関が、特に生涯学習課になりますけれども、 それとの連携がとれているのかというふうなこと でありますが、教育機関との連携につきましては、 毎月定例的にそれぞれの教育機関の長、施設長を 集めまして、施設長会議ということで行っております。特に公民館については15館、取りまとめ館ということで共通する事項につきましては黒磯公民館が中心になって取りまとめをいたしまして、それらをもとに、定期的な施設長会議等を利用したお話し合いがあります。

現在のところ、連携はとれているというふうに 思っております。

以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 部長のほうが連携がとれているというふうに認識されているのであれば、それはそれで問題はないということにはなりますが、私は個人的に、別に議員という立場ではなく、いろいろな公民館を利用したり、そこでボランティアをしたりしています関係からいきますと、公民館だけではないんですが、主に合併後の公民館のあり方というのを見ておりますと、西那須野の庁舎にある本庁と連携がきちんととれているとは思えない部分がございます。

それをここで一つずつ、ここがああだこうだというふうに申すわけにはいきませんので話しませんけれども、そういう事実があるということだけはやはりわかっていただきたいですし、一番市民と直に対面する、話したり相談をしたりあるいは貸し館をしたりということで職員が普通の市民と接するところなので、情報などがきちっとタイムリーに伝わっていないと、やはりそれは住民サービスという観点から見てもよくないというふうに思いますので、ぜひ今後の課題としてこの辺のことは考えていただきたいと思います。

に移ります。

支所長の職務権限についてなんですけれども、 先ほど支所の責任者ということで防災関係のこと の責任を持っているんだということで、それぞれ 本庁の部長と連携をとりながら仕事をしているということでしたが、見直しの中で、今後職務権限の検討をしていきたいというお話がありましたが、検討をしていくということは、職務権限を大きくするといいますか、ふやすというような方向だというふうに理解してよろしいですか。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 現在の支所長の職務権限は、防災につきましては、先ほど申し上げましたように、職域の防災関係の責任者といいますか、統括をしているわけですけれども、通常の業務につきましては、休暇問題とかそういった人事的な簡易な部分は支所長の決裁で済ませているわけですけれども、そのほかの業務につきましては、縦のラインといいますか、本庁の部長が統括するということで、決裁的な権限は基本的には持っておりません。

支所長は、支所課長か部長以上の決裁を受けるときに、その合議を受けて支所で行っている事務を掌握して、それが円滑に進むように、課題等があれば本庁の部長と連携をとって仕事の遂行に当たっていく、こういう立場です。

今回、いろいろ先ほども申してきましたが、支 所業務については、いわゆる窓口、市民サービス に直結する窓口業務を残すということはある程度 整理がされていますので、その部分については基 本的に支所長決裁という形で進めていければと、 こういうのが今の検討段階の方向性です。

実際問題としまして、現在でもいろいろ事務の流れがありますが、支所課長の決裁で済むものがかなり大きな部分ですので、本庁の部長のところに上がってくるというのは、窓口業務は多分日常業務になりますのでそうは多くはないだろうということで、ただそうはいってもだれかが統括をする必要性もありますので、そういう部分でその辺

の権限を支所長に、おろすという言葉は失礼ですけれども、支所長の責任の中でやる、そういう中でいるいろ市民サービスの面等々についても、直接その場にいる支所長にその辺の統括なり、そういったものをやっていただく、そんなふうな方向性で今のところは考えております。

以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 現在の組織図の中でい うと、支所長というのは、縦のラインで市長から 部長、課長というふうに流れていく中でいくと、 ぽつんと一人だけいるような形で、そういう意味 で決裁機能がないということなんだと思うんです が、先ほどからずっと答弁を聞いておりますと、 より本庁方式にしていくんだと、支所は窓口業務 にできるだけ特化していくというような形の中で、 であるのに支所長に対しては、現在は課長決裁で 済んでいるところを支所長に決裁をというような、 はっきりはなさっていないんですが、聞いている とちょっと矛盾しているような感じもするんです。 そういうふうに支所長に対して決裁を与えるよう なことになると、では部長との関係はどうなるの かというようなところは、やはりちょっと問題が あるのかなというふうに感じました。

でも、多分このことにつきましては、今までもずっと質問をいろいろな方がしてきまして、そのたびに何か答えをいただいてもすっきりしなかったということで、22年度当初からもう少しきちんとした位置づけでの支所長が生まれるものと思いまして、ここの2番は終わります。

3番目になります。

本庁が手狭であることについてどうかということなんですが、そういうことの認識はおありになるということでしたが、市民サービスに関しては、職員の努力でサービスの低下を招かないように努

めているというお答えだったと思います。

これにつきましては、昨日、庁舎建設の話もございましたけれども、一つだけ、その庁舎が建つか建たないかはまだ少し先のことになるようですけれども、本庁棟はこのまま広くなることはあり得ないと思うんですね。支所の業務が減っていくと職員も動いてこなければならない。職員は定員管理の中でかなり減っている中で、このままの形で本当に職員がきちんと仕事ができて、そしてサービスの低下を招かない、相談業務などがきちんとできるのかどうかについて、もう一度お答えを願いたいと思います。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 庁舎のスペースの関係 ですけれども、現在までもいろいろ工夫をさせて いただきまして、構造的な問題等という話もきの うさせていただきましたけれども、そういう中で 各窓口を、なるべく同じフロアで近いところに関連するものは配置をするといったこととか、カウンターを改善するとか、いろいろ改善策を施しながら、市民の皆さんに不便をかけないようにということで努力をさせていただいております。その ほか、職員の執務に関してはファイリングシステムを導入したり、こういうことでやっております。

今後も本庁の職員がふえてくるだろうというお話なんですけれども、現在進めている見直しの中で、支所については窓口の特化はしていきますけれども、そう何十人もということには当然なりませんで、多少支所から本庁に職員が移ってくるという形にはなろうかと思っております。

ただ、総体的に職員数も、職員の適正化計画で もそうですけれども、どんどん減ってきている。 23年度に向けての計画も今立っていますけれども、 総体的に減るということですので、本庁の人間も それだけ、支所から来た人数がそっくりそのまま 各年度ふえていくということにはなりませんので、 そういう中で今後とも工夫をしながら、市民サー ビスの低下を招かないように努力していきたいと 思っております。

以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) わかりました。

あとは、平成22年度の改革というか編成を少し変えていくということに期待をしたいと思います。 ぜひスリムで、そして市民生活に対してサービス が低下しないような組織にしていただきたいと思 います。

5番目に移ります。

平成22年度当初予算の概要について。平成22年度の予算編成の考え方及び予算規模についてお伺いいたします。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長(増田 徹君) 平成22年度の当初予算の概要につきましては、昨日12月7日、那須塩原21の関谷議員、それから清流会の植木議員の会派代表質問にお答えしたとおりでございます。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 昨日の質問の中で大変 詳しく説明をいただきましたので、ここでは2点

一つは、枠配分方式をさらに拡大するということなんですが、予算配分の枠内で実施事業を選択するというふうに書いてあるんですけれども、この部分、22年度にはどんなふうに枠配分方式をするのか、どのくらいの予算をここに入れるのか。

についてのみ確認という意味で質問をいたします。

もう一つは、地域経済の活性化対策として、市 内の事業者にも受注機会を拡大したいと、そのた めに事業の選定にも配慮する必要があるというこ となんですが、これは具体的にどのようなことを していくということなのか。この 2 点についてお 尋ねをいたします。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長(増田 徹君) それでは、まず枠配分 についてお答えしたいと思います。

枠配分につきましては拡大をしていくというようなことでありまして、具体的には、この枠配分は部の主体的な予算編成の助長になるというようなことから行っているわけでございまして、本年度につきましては、34目で約40億の枠配分をやっております。22年度につきましては、51目で約50億というような枠の拡大をしたというところでございます。

具体的にこの枠配分については、追加した17目、約10億を追加したわけですけれども、その17目のうちに議会費もございます。議会費でいいますと議会活動費が該当するかと思いますけれども、これにつきましては、21年は2億7,000万強ですけれども予算があるわけですが、こういう枠でいきますと、活動費の中で例えばめり張りをつけて、需用費であるとか役務費であるとか備品購入というような部分の中で、基本的には部とか、議会の場合ですから議会事務局の中で、一定の基準に基づいて自由に予算編成をしていただくというようなことでございまして、そういうことでいえば、予算を効率的に使っていただくための枠を拡大したということでございます。

それから、小規模な工事、それから修繕などの 選定にも配慮することということで方針の中に入 れておりますけれども、ここでは特に役所の中に おいては、契約の方式ということで、一般競争入 札、それから指名競争入札、随意契約という形が あるわけですけれども、随意契約については、地 方自治法上、一定の金額以下については随意契約 ができるということになっております。

その中で、例えば工事、製造の場合には130万 円以下は随意契約ができる、それから財産の借り 入れについては80万以下の場合は随意契約ができ る。物件の借り入れについては40万円以下、財産 の売り払いについては30万以下、物件の貸し付け については30万以下というような形で随意契約が できるようになっております。随意契約の中では こういった金額のものについて庁内でグループ分 けをしておりまして、例えば3階のグループであ るとか2階のグループであるとか、西那須野庁舎 のグループであるとか、西那須野でもグループ分 けをしてあるわけですけれども、その中で見積も りを3社以上からとっていただいて、その選定委 員会の中で業者を決めていただくということであ りますので、そういった小規模な工事にも配慮し ていただいて、市内業者の方の受注が少しでもふ えるようにというようなことの配慮をしておりま す。

以上です。

議長(平山 英君) 24番、山本はるひ君。 24番(山本はるひ君) 大変丁寧にご説明いた だきまして、ありがとうございました。

平成22年度の予算編成に関しましては、昨日お答えいただきましたような形で、そして今の枠配分方式も50億までふえて、それぞれの中で重いところと軽いところとのめり張りをつけて使えるということだと思います。また、市内の業者への発注もふえるというようなことで、ぜひ、厳しい中でよりよい予算でいいまちづくりができるように期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

議長(平山 英君) 以上で、24番、山本はるひ 君の市政一般質問は終了いたしました。

若 松 東 征 君

議長(平山 英君) 次に、30番、若松東征君。 30番(若松東征君) それでは、第1回目の質 問に入らせていただきます。

1、那須塩原市待機児童についてをお伺いいたします。

長妻厚生労働相は、全国一律で国が定めている 保育所の整備基準について、待機児童の多い都市 部に限り、特例的に地方自治体が条例で自由に定 めることができるよう見直す方針を固めました。 整備基準を緩和することで認可保育園を設置しや すくする。ふえ続ける待機児童に対して本市の考 えを伺います。

国の定義、優先受け入れ義務などの園児数待機児童の解消についてお伺いいたします。

那須塩原市平成21年度保育園入園児童数についてお伺いいたします。

不況で配偶者が職を失ったり収入が減ったり、 子どもを預けて夫婦共働きをしようという人がふ えていると思うが、入園を希望している親も多い と聞いているが、市の対応についてお伺いいたし ます。

これで第1回目の質問にさせていただきます。 議長(平山 英君) 30番、若松東征君の質問に 対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 那須塩原市の待機 児童につきましてお答えをいたします。

まず、 の国の定義、優先受け入れ義務についてでございますが、国の定義でいう保育園の待機児童とは、入園申込書が提出されており、保護者が就労しているため家庭での保育ができないなどの入園要件に該当していて入園していないものを

いいます。

その定義での待機児童につきましては、本年4月1日現在で31人、10月1日現在で46人でございます。入園希望者のうち、虐待やひとり親家庭などの児童につきましては、優先的に入園できるよう配慮をしております。

待機児童の解消につきましては、民間保育園の 新設補助などを行うことによって定員の拡充を図 るとともに、定員を超えて受け入れるなどの対応 をしているところでございます。

次に、 の平成21年度の保育園入園児童数でございますが、定員が公立と民間、私立を合わせまして1,845人のところ、11月1日現在で2,230人が入園しているという状況でございます。

次に、 の入園の希望者に対する市の対応についてでございますが、 でお答えしましたとおり、施設の整備による定員の拡充を図ってきたほか、 入園希望にできる限りこたえるため、国が定めた基準の範囲内におきまして保育室の整備状況や面積等を勘案し、また民間保育園にも協力をいただいて、おおむね定員の20%を超えて受け入れ、待機児童の減少を図っているところでございます。

しかしながら、近年はゼロ歳児から2歳児の入 園希望が多く、保育室の設備や面積の関係で希望 とおりに受け入れられないという状況にございま す。

市といたしましては、定員の増加による待機児 童の減少を図るため、現在進めております民間保 育園の設置事業に対し補助をすることといたして おります。これにより、来年4月には定員が80人 ふえる予定でございます。今後におきましても、 民間保育園の新設事業を実施するときには同様に 補助をして、待機児童の減少に努めてまいりたい と考えております。

以上でございます。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。

30番(若松東征君) 2回目の質問、 から再度質問をさせていただきます。

国の定義、優先受け入れということなんですけれども、その辺について細かく聞きたいことがあるのでお伺いしたいと思います。

なぜかというと、産経新聞並びに下野新聞にかなり大きく取り上げられていて、連続して11月初旬ごろに出たかと思いますけれども、その辺についてお伺いをいたします。

定義というものを先ほどの1番の厚生労働省のいう形の中でいくと、那須塩原市は独自の見直し方針をと考えているのか、またどういうふうにつくっていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 国の定義でいう待機児童を市独自で見直すのかというご質問かと思いますが、これはあくまでも国の定義でいう待機児童でございますので、市として見直すということはございません。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。

30番(若松東征君) 今、答弁で市としては見 直すことはできないと言うんですけれども、待機 児童の多い都市部に限り、特例的に地方自治体が 条例で自由に定めることができるように見直す方 針を固めたと言っているので、それで今聞いたわ けなんですけれども、その中で特別保育園につい て、一時預り、また特定保育園、それから病後児 保育という形でいろいろあると思うんですけれど も、利用条件ということはどのようになっている んだか、その辺がもしわかりましたらお願いした い。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 今、議員から都市部において云々という見直しの話がありましたが、それは待機児童の定義ではなくて、保育園の設置基準といいますか、設備、施設、面積等、そういった意味での見直しを厚生労働省において、待機児童が多い大都市部におきましては条件を緩和するといいますか、大都市部のそれぞれの自治体の条例の中で、今、1.何㎡とか3.何㎡とか1人当たりのがあるんですが、用地の確保が難しいといったことも含めまして、若干そういった条件を緩くしても認可保育園として大丈夫だというふうにするようにしたいということだと思います。待機児童の定義につきましては、全く国のあれの中では変わっていないということでございます。

それから、一時保育、病後児保育等いろいろ特別保育というのがありますが、一時保育の場合には、保護者の方が病気とか冠婚葬祭とかそういったときに一時的に預るとか、そういった条件があります。病後児保育の場合には、字のごとくなんですが、ただ病後児保育となりますと、受け入れるときにほかの園児との関係がありますから、病気が完全に治っていないというときがありますので、そういった段階で難しいところがありますが、病気にかかりまして回復期の段階で預っているというようなことになります。

そのほか特別保育はいろいろありますので、それぞれの要件が出てきております。

以上であります。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。

30番(若松東征君) 多分、1、2、3と2回目の質問は多少複合して質問してしまうと思うんですけれども、その辺ご了承をいただきながら、2回目の質問をそれぞれにしていきたいと思いませ

なぜならば、どうしてこんなに緊急を要して待

機児童がふえているのかなという気がするんですね。私のところにお母さんがお子さんを連れて来てくれたり、またおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に来てくれたりという形で、いろいろとかなりの人数の方とお話をした中で、今預ってほしいという方がかなり多いと思うんです。そういうものの窓口処理とかそれに対する対応とかということがこの中にうたってあると思うんですすけれども、その辺はどのように那須塩原市では、現在一番大変なときにあるような気がするんですけれども、その点は保健福祉部長、どうでしょうか。議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 今すぐ保育園で預 ってほしいという方に対してどうするかというこ とでございますが、先ほども最初のときに答弁を いたしましたが、3歳以上になりますとあれなん ですが、どうしてもゼロ歳、1歳、2歳児になり ますと、ゼロ歳児の場合は保育士の定数が3人に 1人ですとか、2歳児が6人に1人ですとかとい う定数の問題もあるんですが、保育園の設備と面 積の問題がありまして、特に今ゼロ、1、2歳児 の申し込みが多いということで、じゃすぐに受け 入れられるか、預かればいいじゃないかというこ とになるかと思いますが、なかなかそういうわけ にはいきませんで、面積要件だけでいきますと、 乳児室は1人当たり1.65m²以上ですとか、あとほ ふく室の場合には1人当たり3.3㎡以上とかと条 件がございます。そのほかに沐浴室というのが、 体を洗ったりするそういった設備等もありますの で、定数以上といいますか、そこの設備以上に預 かるというわけにはなかなかいかないというのが 現実でございます。

では、いっぱいつくればいいじゃないかという 話にもなるのかもしれませんけれども、すぐに保 育園を1カ所、2カ所とつくっていくというわけ にもなかなかいかないものですから、そういったことで待機児童、待機をしていただく方が出ているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。

30番(若松東征君) あと、こんな問題も提示されたものですから、第1子を産んで産後休暇をとりまして、とにかく休暇が済んだらその以内に行かないと会社を首になっちゃうというようなことで私に相談して来た方もおります。そういうことで、今、職を探すのに本当に大変だと。

あともう一点言えることは、なぜ共働きかというのは、経済情勢が大変な時期に入っていると思うのと、それから全体的に住宅ローンが何年か据え置きで、何年かたつとお父さんのボーナスも上がり給料も上がるという査定のもとにローンを組んだ方も結構今多く出ているような気がします。それで、どうしても共働きをしなくちゃならないというときに、何かいい案があって、緊急にでも預かる施策があればなという形で質問をしております。

あるところに視察に行ったときには、あいているところを利用して、そういうところに子どもが利用する移動トイレみたいな小さいのを廊下に5つくらい並べて、それで受け入れていたところも見てきたことがあるんですけれども、そういう緊急性を要して、その間だけでも何かできたらなということで、もう一度保健福祉部長に知恵をかりたいと思います。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 今、例示をされましたあいている部屋といいますか、そこを改造して使っているという状況を今お話しされましたが、それにつきましては、いわゆる認可保育園という形の保育施設ではなくて、託児所的なもので行っ

ているというのが多いのではないかと思います。

那須塩原市の中にも、認可保育園が公立が15カ所、私立、民間が5カ所の20カ所ございます。そのほかに、いわゆる国の設置基準まではいっていないというところの民間の育児施設というのもございます。ちなみに、そういった民間育児施設に入所しておられる方は、ゼロ歳児の方が31人、1、2歳児は63人の方が入っているという状況でございます。託児所的なものも含まれておりますけれども、そういったところを活用されている方も多いということでございます。

以上でございます。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。

30番(若松東征君) 待機児童の定義ということで、児童福祉法施行令27条、そんな形でいろいる書いてあるんですけれども、厚生労働省方式と那須塩原市では多少の違いかあるのかどうかと、例えば入所保留とか、または広域入所希望とかという方が出ているのかなと思うんですけれども、その辺ももしわかりましたらご説明願いたいと思います。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 国の児童福祉法の施行令27条で言う待機児童の定義と那須塩原市での違いがあるかということでございますが、1点だけ違っております。

休職中の場合の解釈といいますか、そこのとらえ方が、国でいった場合には休職中、仕事はまだしていない、その場合でも保護者の状況を考慮して一律に除外はしないでカウントを一部してもいいというような表現になっておりますが、那須塩原市の場合には、就職の内定者の方のみをカウントしているということで、休職中であればカウントはしていない、国の定義で言います待機児童としてはカウントしていないということでございま

す。

それから、保留といいますのは申し込みをしていて入れないという意味かと思いますが、例年ですと、次の年の4月から入園の場合には9月から募集を始めまして、申込用紙の配付が9月から始まって、10月1カ月間受け付けを、第1次の募集を行います。そこで第1次の募集を行いまして、その後またさらに11月から12月にかけまして今度第2次の募集というのを行います。

最終的には年が明けてからまた第3次の募集と いうのも行うわけですが、そういった中で今度卒 園をする方もおりますので、卒園する方、それか ら入って来る方の年齢階層別に面積とか定義がそ れぞれの保育園で違っておりますので、そういっ たものを勘案しながら4月1日に入園をするわけ ですが、その時点では定員の大体15%まではいか ないんですが、最大115%なものですから、こと し4月ですと112.7%、定員に対しまして2,079名 を入れております。さらに、今度条件が緩和でき るということになりまして、5月1日付でいきま すと2,160人ですから117.1%が入所をしているわ けですが、定員をオーバーしてやっているのです けれども、これは最大25%増までですから125% までしか入れられませんので、10月1日現在でま た定員をふやしていくといいますか、入所をふや していくということで、先ほど言いましたように 11月1日現在2,230人、定員に対しますと120.8%、 20.8%ふやして保育園に入園をしているというよ うな状況でございます。

それから、広域入所の関係ですが、まずほかの 市町村から那須塩原市で受けている広域入所が10 月1日現在ですと19名います。反対に、那須塩原 市からよその他の市町村にお願いしている園児数 が26人であります。

以上でございます。

議長(平山 英君) 質問の途中でありますが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長(平山 英君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

30番、若松東征君。

30番(若松東征君) は大体了解しましたので、 の平成21年度園児入園数ということで先ほど答弁をいただきましたけれども、これは分けていただければと思うんですけれども、例えば黒磯地区、西那須野地区、塩原地区という形でいろいるあろうかなと思うんですけれども、その点についてはどういう数字になっているのか。

あと、合併してから現在平成21年までに継続的 にふえてきたんだか一時減ったんだかという数字 も、もしつかめていましたらお答え願いたいと思 います。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) まず、地区別にということでございますが、保育園ごとにはあるんですが、地区別のはちょっと集計をしないとあれなんですけれども、公立保育園からいきますと、ことし4月1日現在ですが、黒磯地区につきましては1,049名です。西那須野地区が541名、塩原地区が62名、私立、民間の保育園は、認可保育園ですけれども、黒磯地区が168名、西那須野地区が105名、塩原地区が141名となっております。

それから、合併してからの園児数の推移でございますけれども、公立、民間も含めて平成17年が1,936人でございました。21年度の4月1日現在でいきますと2,079名ということになりますので、

少しずつふえてきているという状況にございます。 以上です。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。
30番(若松東征君) そうすると、年々多少ふえているのかなと思います。出生率から見ると児童数は減っていると聞いているんですけれども、その原因は、先ほどの新聞などで情報をとって、多分そういう不景気対策なのかなと思うんですけれども、その辺どうしたらいいかということをちょっと考えてみましたけれども、将来その子どもたちがいろいろな体験をしていろいろな形でという、大変な、人生のスタートの中で困った事態が起きているのかなと思うんですね。この辺も少し考慮しまして、何らかの手助けをしてもらいたいと思っております。

それで、先ほどるるお答えはいただいたんですけれども、保育園の整備計画についてちょっとお伺いしたいんですけれども、例えば前期計画ということで21年度から24年度までとか、民営化の問題も上がっているのかなと。それに、後期計画ということで平成25年度から28年度までということがあるかと思うので、その点についてわかる範囲でお答えいただけたらと思うんですけれども。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 保育園の整備計画、前期計画と後期計画ということで今議員言われたとおりで、昨年策定をしたところでございます。 現在は前期計画、4年間の計画の中に民営化というのがありますので、それに向けまして、11月の議員全員協議会でもちょっとお示ししましたように、1カ所の保育園を再来年度に向けて、23年4月1日の民営化に向けて今進めているというところでございます。 前期計画の中では、民営化を5カ所だったと思うんですが、する予定でおりますけれども、いずれにいたしましても、保護者等との協議が調ってからということになっておりますので、それに向けて今やっているというところでございます。

以上です。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。

30番(若松東征君) なぜこんなことを聞いたかというと、これだけ待機児童がふえつつあるので、そういうものも計画の中に含めて進んでいるのかなと思ったわけでございます。

それと、全協で説明があったと思うんですけれども、なぜその民営化に動いていっちゃうのかなというのもあるんですね。その辺が私はちょっと疑問点もあるんですけれども。

それと、違う点からなんですけれども、保育園の保育料についてということで、階層区分というのがあると思うんですね。1階層から7階層まであるのかな。その辺が私ちょっとわからないんですけれども、それと策定基準ということで、その2点についてわかりましたらご説明願いたいと思います。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) まず、保育料の話が出ましたので、保育料が7階層に分かれているということでございますが、そのとおりでございます。

これは保護者の所得に応じまして保育料を算定するということで、一番軽い第1階層というのは生活保護を受けている方で、当然保育料はゼロ円ということで、そのほか所得税の税額等によりまして保育料というのが分かれているということでございます。

それから、策定基準と言われましたが、何の策 定基準かちょっと、申しわけないんですが、私の ほうではわかりませんので......

「「階層区分の策定です」と言う人あり〕 保健福祉部長(平山照夫君) 階層区分につきましては国の中で基準が決められております。国の基準で言いますともっと高いわけです。那須塩原市の場合は、第7階層41万3,000円、これは所得税の課税額ですが、41万3,000円以上の方が3歳未満児の場合5万1,000円という、いわゆる最高の保育料が5万1,000円なんですが、国で言いますともっと高くなっているんです。したがって、那須塩原市の場合、その辺は下げているというような状況でございます。

以上です。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。 30番(若松東征君) なぜこんなことを聞くのかなというと、この質問に対して興味を持って、多分パソコンなり何かで見てくれているのかなと思っております、私は。そんな形で、見ている方がどうしてなのかなと、それだけ関心があって、わかってもらえれば一番いいのかなということで答弁を求めているわけでございます。

その中でちょっとお聞きしたいんですけれども、多分、那須塩原市は第3子になると保育料が免除されるのかなと思うのと、第2子だと半額くらいになるのかなと。私もちょっとしたあれなのでわからないんですけれども、それは間違ったら申しわけないんですけれども、第1子とか第3子について、今現在保育園に入っている方がどのくらいいるのか、もし数がわかりましたら。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 大変申しわけありません。今、第1子何人、第2子何人まではちょっと手持ちの資料はございません。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。 30番(若松東征君) わかりました。 そんな形で、なぜかというと、子どもを産め産めと言ったって、なかなかそういうふうに対応ができないという方もいるし、政府で言うのと県で言うのと市で言うのと、なかなか歯車が合わないんじゃないかという市民の声も聞かれているところでございます。そういうものを少しずつ対応すれば少子化対策もなくなるのかなと私自身は思うのですけれども、何か答弁を聞いていてちょっと歯がゆいなというような気がします。条例とか法令だからしようがないと思いますけれども、後ろのほうで笑い声がありますけれども、笑うことによって少し筋肉もほぐれてくるのかなと思います。

そんな形で、年々待機児童がふえているという 現象であると思います。

に入らせていただきます。

先ほども質問の中で、多分そういう経済状態が 悪くてどうしても共働きをしなくちゃならないと いう観点から見て、その辺を市のほうで何かこう、 答弁は聞いているんですけれども、もう少し突っ 込んで何かできたらと思うんですよね。

なぜかというと、現状的にはいろいろな資金を 導入して家を建てなさいとか活性化のためにいろ いろなことをやってきたと思うんですけれども、 その後始末が何年か後に、ちょうど今、回って来 て不況の段階にぶつかったのかなと思います。そ れで、何とかここをクリアしていかなくちゃなら ない。うわさとあれでは違うかもしれないけれど も、銀行自体でもなかなかそういう物件を押さえ られないような状態になっているのかなと思うん ですね。その辺をよく考えていただいて、3番の 現状で何かいい策を、部長、もうちょっと知恵を 絞って何かないですかね。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 最初にもご答弁いたしましたが、定員80名の民間保育園を現在建設

中でございますので、来年春にはオープンいたしますので、そういった意味で待機児童の解消を図っているということで、これまでにも民間の保育園が何カ所か新設、あるいは定員の増というものをやってきております。それで図っております。

さらには、その後にも民間の保育園の新設といったこともございますので、そういったものに対しましても補助等を行いながら定員の増を図って、 待機児童の解消に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。

30番(若松東征君) 民間の保育所ということで、多分バイパス沿いに今できている、あれはコメット保育園というのかな、それが多分80名ということで、22年4月に開かれるということだそうです。

私らも相談を受けてもどのようにしていいかちょっとわからないので、こういう形になってきたんですけれども、例えば窓口の対応として、大変職員も困っていると思うんですけれども、その辺の対応の仕方とか、お父さん、お母さん方が申し込みに来たときに何かいいアドバイスとか、どのようにされているんだかお聞かせ願えたらと思います。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 勧める保育園で入園をさせてほしいという方に対してということだと思うんですが、先ほど言いましたように、46人の方が10月1日現在で待機児童ということになっておりますが、その方が入園できないでどういったふうになっているかといいますと、企業内の託児所に預けている方、それから別居の家族といいますからおじいちゃん、おばあちゃんになると思うんですが、そういった方々に見ていただいてい

る方、それから仕事をしながらでも母親等が見ているという方が大多数でございまして、そんなような状況で現在のところは子どもさんを見ていただいているというのが現実でございます。

どうしても保育園に預けたいというのはあるんですが、年度途中で先ほど言いましたように120%を超して受け入れているといいますか、入園をしておりますので、特に低年齢児の場合にはなかなか設備、面積等の問題で、例えば1人受け入れるのに物すごく面積要件とかそういったものが、賄えないという状況になっていますので、その辺にちょっと難しいところがあるということで、3歳児、4歳児、5歳児になりますとそれなりの余裕というのがあるかもしれませんけれども、低年齢児につきましてはなかなか難しいということでご理解いただきたいと思っております。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。

30番(若松東征君) いろいろ苦慮されている ことだと思います。だから、今後の計画について そういうものが生かされればと思いまして、部長、 ひとつその辺はよろしくお願いをいたしまして、

について終わります。

続きまして、2の定住自立圏構想についてお伺 いいたします。

定住自立圏は、中心市と周辺市町村が医療、福祉、地域公共交通、観光などの分野で1対1の協定を締結することを積み重ね、互いに連携することで圏域全体の活性化を図る。都市機能を充実させ、地域の魅力を高めて大都市圏への人口流出を防ぐのがねらいということだそうでございます。

那須塩原市定住自立圏構想を考えてはと思う のですが、市長のお考えをお伺いいたします。 議長(平山 英君) 答弁を求めます。

市長。

市長(栗川 仁君) 30番、若松東征議員の市政

一般質問の2番目の定住自立圏構想についてお答えをいたします。

本構想は平成20年12月に総務省が提唱したもので、圏域を形成することにより、小さな市町村だけでは確保が困難な、すべての国民に必要な機能確保を目的といたしております。

総務省が示す圏域の形成イメージでは、圏域の 人口規模は5万人以上を有し、昼夜間人口比率1 以上の市を中心市とし、中心市と密接な関係にあ る周辺市町村との間において施設等整備に関する 協定を締結し、交付金等の助成により目的を図ろ うとするものであります。

このような内容に照らし本市を見た場合、本市 は既に合併をなし遂げ、一定規模の社会・都市基 盤の集積があることや、同様の機能を持つ広域行 政事務組合もあり、本市から定住自立圏構想を提 案していく考えは持っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。 議長(平山 英君) 30番、若松東征君。 30番(若松東征君) 市長は、構想の考えはな いということであります。

でも、私よくわからないんですけれども、各県で何市かそこに当てはまるのがあるのかな、それには那須塩原市は入っていなかったのかなと思うのは、ある新聞で、これは小山が手を挙げて、2市1町との構想、来春、中心市宣言ということで、県境を越えた定住自立圏ということで出ていると思います。

その中でこんなふうにちょっと書いてあったものですから、これはいいなと思って飛びついたんですけれども、同市を中心とする自立圏の人口は約30万人を認定されており、協定に基づく取り組みに特別交付の優遇措置などが受けられる見込み。地域振興課によると、県内で中心市の要件を満たすのは6市で、現在具体的な動きがあるのは小山

市だけだと、こう新聞で報道されたものですから、 栃木県内で何市がこれに当てはまるのか、もしわ かりましたらひとつ、これは総務部長のほうか企 画部長のほうか、どっちかお答え願いたい。 議長(平山 英君) 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 定住自立圏構想の中の いわゆる中心市になる要件と申しますか、これが あります。

要件としては、昼夜間人口ですね、昼間の人口となの人口といいますか、わかりやすく言いますと、夜の人口というのは、例えば那須塩原市なら那須塩原市に住所なり居住をしている人、昼間の人口というのは、通勤通学、仕事、学生等で出入りがあるわけですけれども、那須塩原市からほかに出ていく人もいますし、那須塩原市に仕事、学校で来る人もいると。これを割り返して1以上の市ということです。ですから、昼間の人口が多い、学生、ほかから働きに来る人がいる、これを割り返して1以上の市が中心市になれる、こういうのが総務省の考え方です。

この中心市に当てはまるところは、これは平成 17年の国勢調査に基づく数字ですけれども、全国 で243市がこれに該当するということです。ちな みに栃木県でいきますと、中心市になり得る資格 というか、今の要件に該当するのは6つございま す。具体的に申し上げます。宇都宮市、栃木市、 佐野市、小山市、真岡市、大田原市、この6市で す。

以上です。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。 30番(若松東征君) 今、部長の答弁で宇都宮、 栃木、佐野、小山、真岡、大田原市ということで、 那須塩原市は入ってないということで了解をいた しました。 ただ、中心市というので、これができたらいいなと思ってあれしたんですけれども、青木地区のほうでよく立ち上げております那須ゼロポイント、それをちょっとあれすると、北緯37度線と東経140度線が交わる大地ということで、すごい中心地が那須塩原に生まれているのかな、それを大きく広げたらすごいことになるのかなと思いまして、それをやろうかなと思っていましたら、たまたま今、部長の答弁で那須塩原市は残念ながら入っていないということなので、できればそういう定住自立圏に選ばれた市と手を結んでその辺の構想を考えたらどうかと思うんですけれども、企画部長、いかがでしょうか。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) ゼロポイントの話はこの定住自立圏構想とはちょっと内容が違うといいますか、また別の観点から議論をしていただければよろしいかと思いますけれども、そういうことで、この定住自立圏構想の仕組みをもうちょっとお話をさせていただきますけれども、先ほど昼夜間人口1.0以上と申し上げて、この近くでは大田原市と申し上げましたが、ちなみに本市は0.944ということです。夜間人口より昼間人口のほうが少ないということです。

この組み合わせなんですけれども、中心市がありまして、これと連携をしていく、定住自立圏を組んでいくという基本的な考え方は、この中心市へ自治体の約1割の方が働きに行っているか通学しているということで交流が密接だと、それを一つの圏域として医療機関であるとか教育機関であるとか、その辺の役割分担をしながらやっていこうという構想です。

ちなみに、大田原市を中心市としてこの1割以上の交流があるところといいますと、那須塩原市は該当いたします。0.169ということですから、

約16%くらい大田原市のほうに仕事なり学生が通っている、こういうことで組めると。ただ、隣の那須町は0.07ですからこれから外れている。それから、大田原市に隣接いたします那珂川町が0.112ということで、これは該当する。そのほか、大田原市を中心として考えた場合、さくら市、矢板市というところがあるんですけれども、こちらはもう全然、数字上0.032、0.09ということで、この標準的な組み合わせからいくと、大田原市を中心として那須塩原市と那珂川町、こういう組み合わせの中で自立圏構想をしていくということに、仮にこの総務省の考え方に当てはめるとそういう組み合わせになるということです。

中心市にならないからどうのこうのということではありませんで、先ほど市長から答弁申し上げましたように、現在でも長年の地域間の連携の中でいろいろな仕事といいますか、これをやってきた、現在もやっているという状況でもありますので、この構想を取り入れてというところまでは考えていないということであります。

以上です。

議長(平山 英君) 30番、若松東征君。

30番(若松東征君) 了解をいたしました。

なぜかというと、たまたま建設水道、委員会のほうで島根県と鳥取県のほうに3カ所、出雲市、松江市、境港市という形で視察に行ってまいりました。その中で、調べていくと境港市が立ち上げて定住自立圏というものをたたき出したような説明を聞いてきたんですが、鳥取県では、定住自立圏構想には境港市は入っていないんですよね。そんなことで、これはもしかしたらという形なんですけれども、今、部長と市長から答弁をいただきまして納得はしましたけれども、何か那須塩原市が中心になってもいいんじゃないかなという感じかあったものですから。

なぜならば、わからないですけれども、よく私は東京のほうに行くんですけれども、これからの動きは小山、宇都宮、那須塩原だよというような声をいろいろ方から聞いたことがあるんです。帰ってきてみると、何で那珂川にこんなに橋ができるのかなという、私の空想なんですけれどもね。そういうものを例えば県境を越えて白河のほうまでうまく引っ張って何かを起こす、何かあるのかなという感じがあったものですから、この件は一応、市長もだめ、部長もだめ、県もだめということですから、だめだめ尽くしの三本柱だと思うので、この件については後日もう少し検討いたしまして、ご相談に伺います。

本当にきょうはいろいろとご答弁をいただいて ありがとうございました。これで私の質問は終わ らせていただきます。

議長(平山 英君) 以上で、30番、若松東征君 の市政一般質問は終了いたしました。

早乙女 順 子 君

議長(平山 英君) 次に、16番、早乙女順子君。 16番(早乙女順子君) では早速、1番目のD Vを許さない社会を実現するための総合的な施策 の推進についてから質問いたします。

配偶者からの暴力、ドメスティック・バイオレンス(DV)を受けている被害者を守るために、国では平成19年7月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、DV防止法を改正し、保護命令制度の拡充や市町村の役割の拡充、配偶者暴力相談支援センターの業務拡大などを図りました。しかし、DV防止法の改正で、支援センターの設置と並んで努力義務となった市町村の基本計画策定数はなかなかふえないのが現状です。

現在のDV対策に必要な福祉の権限を持つのは 市町村であり、また身近な窓口としての市町村の 役割は大きなものがあると言えます。

DVは犯罪であり、重大な人権侵害であることを理解し、DV被害を許さない社会を実現するため、総合的な施策の推進を求めます。

那須塩原市の取り組みについて、まず以下の点 についてお答えください。

那須塩原市としてDV対策のこれまでの取り 組み、現在の庁舎内の体制を伺います。

D V 相談の実態、相談体制を伺います。

ことし11月22日、23日にDV根絶を目指して「全国シェルターシンポジウム2009inとちぎ」が開催され、多くの自治体職員、議員、関係者が参加しました。国からは大臣クラスが、県からは福田知事が参加するような全国集会です。そのため、今まで全国規模のシェルターシンポジウムを開催した県はDV防止に関する施策が飛躍的に進んでいます。栃木県もDV対策が進むことが大きく期待されます。

那須塩原市からも担当課の職員が参加しております。身近な窓口としての市町村の役割は大きいので、各市町村の取り組みが期待されるところです。まずはDV対策基本計画を立て、庁内の体制を整え、また職員などの意識の改革と、制度やその運用について周知を図る取り組みが求められます。執行機関の見解をお聞きいたします。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長(栗川 仁君) 16番、早乙女順子議員の市政一般質問のDVを許さない社会を実現するため総合的な施策の推進について3点ご質問がございますので、順次お答えをいたします。

初めに、 の本市のこれまでの取り組みと現在

の庁内体制でありますが、本市ではこれまで男女 共同参画推進条例の制定や、男女共同参画行動計 画の策定などを行い、DVの防止・根絶に向けた 取り組みを続けてまいりました。

現在の庁舎内体制といたしましては、DVに対する問題意識の醸成やDVの防止・根絶に向けた意識啓発などを主に企画部市民協働推進課が担当し、DV被害者の相談や保護に関する業務を保健福祉部子ども課が担当しています。

このほか、生活環境部生活課、保健福祉部社会 福祉課、保健課、建設部都市整備課、教育部とも 連携し、全庁的な体制で取り組んでいるところで ございます。

次に、 のDV相談の実態、体制についてでありますが、相談件数は、平成19年度の相談件数が196件、20年度が170件、21年度上半期が94件です。その主な内容は、身体的暴力と言葉の暴力でありました。

また、相談体制につきましては、子ども課に専門の相談員を配置し、婦人相談所や児童相談所、 警察などの関係機関と連携し、相談、支援業務を 行っております。

の本市における取り組みにつきまして、今後とも、DV問題は人権の問題であるとの認識のもと、関係部署が連携して問題意識の啓発や被害者の支援に取り組むとともに、DV対策基本計画の策定や庁内の体制などについても研究・検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。 議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。 16番(早乙女順子君) では、再質問に入らせ ていただきます。

今、市長答弁で、取り組みとして男女共同参画 推進条例、男女共同参画基本計画を策定してDV の対策を行っているということですが、DVの防 止に役立っている取り組みを具体的に聞かせてく ださい。

また、DV防止に関しては、対策は子ども課と 企画課が中心なんだというふうに思いますけれど も、企画課のところでは意識啓発を担っているん だと思いますが、どのような意識啓発を行ってい るかという点を聞かせてください。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 私どものほうの市民協働推進課が男女共同参画の行動計画の中で、それぞれ先ほどお話がありました啓発といいますか、こういった防止に関する広報的な役割を担っております。

そういう中で、男女共同参画広報紙の「みいな」がございますけれども、これの中でこれまでに5回ですか、具体的に申し上げれば、男女共同参画施策の中でもある部分でのDVに関するアンケート調査の結果が出ていますので、こういったものをこのミーナでお知らせをした。

それは18年ですけれども、19年になりまして条例ができましたので、こちらをみいなで紹介させていただいた。それから、19年9月にDVの特集ということで、DVとはとか、DVの被害の現状等々を相談機関の紹介等も含めながら、みいなで広報をさせていただいた。それから、19年12月にDV法の改正がありましたので、こちらを広報させていただいた。

それから、21年、ことしの3月に、那須塩原市のDVの現状ということで、これは現場と申しますか子ども課のほうの現状、こういったものを載せてPRをさせていただいたというような状況になってございます。

以上です。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) そうすると、広報で意識啓発を企画部で行っている部分のところに、大きく担うならみいなでの広報活動ということになるんだと思うんですけれども、やはりそれだけでの意識啓発では足りないような感じがしますけれども、そのほかに何か考えていることとか提案を受けたことというのはございますか。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) ただいまみいなでの啓発といいますか、広報についてお知らせいたしましたが、そのほか、当然のことながら、ただいま申し上げましたような内容を要約しながら市のホームページにも掲載をしているところです。

具体的な提案をということは、今のところいただいたということは記憶していないんですけれども、今後、近いところでは、先ほど議員からもお話がありましたように、前回シンポジウムが本県で開かれたということで、私どもの職員も参加をしておりますので、年明けの3月号のみいなでその特集を組んで市民の皆さんにもお知らせしたいと。そういうときには、この大会に参加された方々が市職員以外でもいらっしゃると聞いておりますので、その方たちが参加をした分科会等の状況などにつきましても、お力をかしていただいて市民の皆さんにお知らせをしながら啓発をしていきたいと、近いところではそのようなことを考えています。

以上です。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。 16番(早乙女順子君) のところに移ってしまいますけれども、DVの相談の実態というのは19年度で196件、20年度で170件、今年度の上期で94件ということで、決して少ない数字ではないことがわかります。この件数は表に出てきている件数ですので、DVの被害というのは潜在化しやす いということを考えますと、DVの被害者というのはまだまだいるというふうに思います。

11月24日、シンポジウムがあったときの下野新聞の報道なんかでは、配偶者暴力相談支援センターが県内に3カ所あるんですけれども、2008年度に受け付けた数が1,454件と過去最多だというような報道が、県のまとめの報道がありました。

飛躍的に伸びているのは、昨年、宇都宮市に相談支援センターが開設され、近くに窓口ができて、宇都宮市は人口が多いですからそこでふえたということで、宇都宮市の相談件数524件に匹敵する分くらいが県内全体を押し上げているということで、やはり相談支援センターが設置されるということは、潜在化されていたDV被害が顕在化するということが顕著に今回あらわれていると思います。

市町村による支援センターの設置は努力義務ですけれども、相談窓口がふえれば被害者は選べるし、あと身近なところにあれば緊急時の一時保護とか、あと保護命令の申請というものもスムーズにいきます。相談支援センターでは、この保護命令の申請というものを直接裁判所のほうに出せるということなので、やはり被害者の負担軽減にもなるということで、県もそのような認識をしているようです。要するに、配偶者暴力相談支援センターというものを市町村で位置づけるならば、それに対しての助言とか情報提供を行うというふうに県も表明しております。

配偶者暴力相談支援センターの必要性というも のを那須塩原市はどの程度認識していらっしゃる か聞かせてください。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 先ほど市長からも庁内 体制ということで各部署のお話をさせていただい ておりますけれども、そういう中で、現在は子ど も課のほうで相談窓口を持っているということで す。

個々のケースでの横の連携というのは緊密に行われていると思いますけれども、そういう中で、 実際問題として配偶者暴力相談支援センターの担う役割といいますか、私も余り詳しくはありませんけれども、いろいろな業務を担っていくということで、先ほど相談件数の状況等のお話の中では、こういったセンターが身近にあれば、それからいろいろな窓口があるということが被害者にとっては頼りになるといいますか力になる施設だと、こういう認識はありますけれども、ただ那須塩原市としてこの問題を取り上げて、問題といいますか、こういった具体的な形で関係部署が一堂に会して話し合ったということが過去にはなかったように思います。

そういう意味では、市としてどうのというより も私の感想では、今申し述べたようなことで大き な役割を担うこういうセンターがあれば被害者に とっては大変力強いんだろうなと、こういう感想 を持っているところです。

以上です。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。 16番(早乙女順子君) 今、部長は素直に、余り詳しくありませんけれどもというふうにおっしゃってしまった。それは別に企画部長だけじゃなくて、ここにいる人たち皆さんそうなんだと思います。私でさえもそうです。

やはりDVの相談を受けて、本当に深刻な相談を受けたときに初めて必要となるもの、2001年にDV防止法が施行されて、2004年に一回改正されて、2007年度には第2次改正ということで、第2次改正のところでは一時保護命令とか支援センターの設置ということの機能が、大分業務が拡大されましたので、最初のころとは違うんですけれど

も、2004年度のときには、まだそんなに機能していないようなころには、DV被害に遭った方が一時保護とか、そういう緊急時の一時保護とか保護命令の申請というのがいかに大切かということはどういうことかというと、これは警視庁の発表によるんですけれども、2004年度、夫から殺されたDV被害者が127名ということで、そういうことを考えると、何日かに一遍、それこそ夫から殺されているDV被害者がいるというのがデータでも出ております。

ですから、緊急時の一時保護とか保護命令の申請がスムーズにできるということはとても大切なことなんだということで、それと先ほど相談員を配置して婦人相談所とか児童相談所とか、警察も入りますけれども、そういうところと連携していると言われましたけれども、今の相談支援センターの設置と、あと民間シェルターとの連携というのがすごく大切だと思うんです。

先ほどのご答弁の中では民間シェルターとの連携とか協力とかということが全然触れられておりませんでしたけれども、それをどのようにとらえて、民間シェルターとの連携協力をどのように位置づけられているか聞かせてください。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 民間シェルターとの協力ということでございますが、制度的には市のほうから民間シェルターと直接やりとりというのはできるようにはなっておりますが、婦人相談所と相談をし、そことつなぎをとってから今度、婦人相談所のほうからシェルターというのが一般的なものですから、那須塩原市が平成20年度に民間シェルターのほうと直接やりとりをしたということはございません。

以上でございます。

議長(平山 英君) 質問の途中でありますが、

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時11分

議長(平山 英君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) 先ほど民間シェルター に対して、直接そちらに相談を持ちかけることな く婦人相談所を通してだろうというふうに言って おります。

それで、実際に那須塩原市でも栃木県にある民 間シェルターに対しての助成はしております。黒 磯時代に始まった助成で、私もそのときに立ち会 っていますので、理解をしていただいて、那須塩 原市になっても黒磯市のままの金額ですので、少 ない金額ですけれども助成をしているということ で、私も市民からDVの相談を受けたときに、少 ない金額なんですけれども気兼ねなく相談をさせ ていただいたり、あと相談者を回したりしていま す。市の相談員も、実際、婦人相談所だけでどう にもならないということというのは多々あるんで すね。そういうときにはきっと頼りにしているん だと思いますし、実際、婦人相談所に一時保護し てもすぐ出す、最後まで見ることができないとい うことになると、公的支援組織だけではできない ということになります。

そこで、全国シェルターシンポジウムの報告の中で、これは福岡県久留米市の男女平等推進センターの相談コーディネーター、行政のほうの人ですけれども、おっしゃっていた言葉として、行政ができる支援は一部分だ。行政は相談から先につないだら終わり。でも、民間は一度かかわったら

ずっとかかわる。民間を下請にしないでくれということを行政の相談員が言っています。ですから、民間に委託した後も物心両面にわたる行政の支援が必要である。なぜかというと、県内の民間シェルターのメンバーもそうですけれども、しんどい相談と運営費の捻出とで心身ともに負担がかかっております。全国どこの民間の支援組織でも、そこにかかわっている職員の方たちは疲弊しています。支援者のバーンアウトが起きているというふうにも報告があります。

公的支援組織だけではできないことが多々ある中での民間支援組織の役割の重要性というのをどのようにとらえているか、お聞かせください。 議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 今、議員が言われましたように、公的機関といいますと婦人相談所が代表的になっているかと思いますが、そこで一時保護というのをやっています。そのほかに母子施設等に入所というのもありますが、それの場合には結構長期間そこにいられるというのもありますけれども、本格的にといいますか、DVの程度にもよるかと思いますが、そうなりますとどうしてもやはり民間のシェルター、そういったところに頼らざるを得ないというような現実にあるのは事実だと思っておりますので、今後におきましてもご協力いただきながら進めていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。 16番(早乙女順子君) 民間のシェルターの重要性をしかと認識していただきたいと思います。

のところに移らせていただきますけれども、 先ほどの答弁として、市としてもDVは人権問題 というふうにとらえているという、この点では私 も異論はございません。ただ、問題意識の啓発や 被害者支援に取り組むというふうに表明していましたけれども、ここで、被害者支援を具体的にどのようにするかと、問題意識の啓発はだれに対して行うことを意識してご答弁なさったのか聞かせてください。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) まず、私のほうか ら被害者の支援の関係でございますが、何といっ ても身近に相談ができる体制といいますか、セン ターまではいずれにいたしましても、あそこに行 けばこういった相談ができるというのが、まず最 初には大事なんだと思っております。そういった 意味では、現在、那須塩原市には1名の方を兼務 という形ではありますけれども配置しております。 ただ、これは黒磯時代から1名おりまして、先ほ ど述べましたように、平成19年度が196件、平成 20年度170件、今年度上半期で94件ということで、 そういったことから考えますと、相当数の相談件 数、あるいは内容も複雑といいますか、そういっ た時代になってきておりますので、相談員の数の 問題も、増員というのも考えなければならないの ではないかというふうに考えております。

そういった意味で、まずは身近に気軽に相談できるような相談員の体制強化といったものも含めて支援をしていきたいということでございます。 以上です。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 問題意識の啓発をだれ に向かってということですけれども、先ほど市長 も申し上げましたように、DVについては人権の 問題だと、犯罪であるということで、社会全体で 本来は取り組むということからすれば、那須塩原 市が行う問題意識の啓発については、全市民がま ず第一義的だと、このように思っております。

加えて、行政の役割ということも出てきました

が、そういう中でいろいろな関係部署があります。 2次的被害というような言葉も聞きますけれども、 職員に対してもこういったDVに関する認識といいますか、こういったものの啓発も必要なんだろうと思っておりますので、両面に向けてこういった活動を展開していくということだと思っております。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) 今、問題意識の啓発はだれに対して行うのか、やはりDV問題は人権と、明確に犯罪であると。それで、社会全体で取り組まなければならないんだから市民全体が対象だということで、本当にそのとおりだと思います。そういう中で、それに取り組まなければならないところで、やはり身近な行政が行わなければならないことというのも多々あるかと思うんです。

そのときに、やはり先ほど部長もおっしゃったように2次的被害、要するに、あなたの我慢が足りなかったのじゃないかとか、そんなものは夫婦間の問題じゃないかとかいうことを平気で言う人がいるとか、性的な被害を受けた人に対してつらい内容を何遍も聞き返すとかというようなことがあります。

そういう部分のところで対応をどういうふうにしなければいけないかということを、多くの関係職員が学んでおかなければいけないんですね。でも、それを何もしないでただ皆さんが共通認識を持てないということで、職員の意識改革に何が効果的かといったら、先ほどちょっと私がDV対策基本計画の策定をしたらというふうに言ったら、研究・検討したいというような話があったんですけれども、研究・検討しなくても、地方自治体が何をしなければならないかがもう明らかになっております。何が必要なのかは。

そして、もう既にDV対策基本計画の策定をす

ると、その策定をするのをどこかに委託するのではなく、関係部署の職員たちが集まってやっていく中で意識が啓発される。計画というものは、自分たちがつくっていけば、つくってかかわった人たちはもう意識が追いついてくるというものなので、まずそういうようなことをしてはどうだろうかということで、もう研究する段階ではないのではないかなというふうに思います。

別にあしたつくれとは言っていませんけれども、要するに、行政の答弁用語で研究するとか検討するとかというのは、やりませんと言うのに等しいというふうに時々とらえてしまうんですけれども、やる気があるんだったら策定しなければならない、次の法改正のときには努力義務じゃなくて義務にすればいいのになとは思うんです。その辺のところで、努力義務の間にやるという、強制されたからやるんではなくてというくらいのところは感じていらっしゃいますか。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 今るるお話があったとおりだとは思うんですけれども、この問題は、今回特にシンポジウムを通して職員の感想等を聞いてみますと、諸外国ではもう法律的にも制度的にも大分進んでいるところがあるんだということで驚いたと、こういうような感想もありまして、集まった方々の熱意とか、行政としてもちょっと足りなかったんじゃないかというような感想を聞きました。

それから、今まで相談件数とかいろいろなお話がありましたけれども、そういう状況の中から勘案しましても、法がどうのこうのということもなきにしもあらずですけれども、それよりは、やはり行政としてももう一歩踏み込んでこの問題に対して向き合っていくということで、先ほど市長の答弁にあったように、庁内体制の問題も含めてま

ずは、今まで正直なところ、相談する部署と私どものほうといいますか啓発をする部署で、ひざを突き合わせていろいろ検討するとか勉強するという機会もなかったように聞いておりますので、そういった意味でも今後、遠い将来ということではありませんが、早い時期に関係者が集まっていろいろ問題点を出し合ったり、いろいろ話し合ったり検討したりと、こういう機会を設けていきたい。そういう中で、当然のことながら、この計画をどうのこうのということになっていくんだろうと、こんなふうに考えております。

以上です。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。 16番(早乙女順子君) ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

先ほど相談支援センターまでは考えてないみた いな話だったんですけれども、相談員はやはり増 員したいというような思いをお持ちのようですけ れども、私もすぐに相談センターをつくってくだ さいとまでは言いませんけれども、相談員がいる のと相談センターがあるのとで大きく違うのは、 やはり直接身近なところに相談センターがあると いうことは、相談センターの業務、権限が拡大さ れていますので、相談業務が充実するということ はもちろんですけれども、保護命令申し立ての書 面を裁判所に直接提出できるということ、要する に、夫からの危害を加えられた女性が接見するこ とができないようにするとかということがすぐに できるということですので、これは大きな違いで すので、DV対策基本計画を策定しようとすれば その中に盛り込まれてきてはしまうんでしょうけ れども、ぜひあわせてお考えいただきたいと思い ます。

実際、先ほどのように話し合っていく、担当課の人たちが皆さん集まってどうしたらいいかとい

うことを話し合っていく中で職員の意識も変わってきますし、その中でこういう施策が必要だというのもおのずから見えてくると思いますので、その点に期待をして、そして今一番求められているところは、DV被害者の自立への切れ目ない支援を確立することに、もう次のステップに行っておりますので、そういうところをおくれのないようにしていただきたいというふうに思います。

そして、DV被害者の問題というのは、必ずそこに子どもがいる子どもがDV被害を受けている母親を見て育ってしまうということで、それはとても子どもの成育の中で大きな傷を残してしまうということになりますので、女性だけではなく、そこで本当なら健やかに育てられなければならない子どもが、そして子どもが実父から性的被害も受けているというような事例も少なくございませんので、これを軽くとらえないで、ぜひ重く受けとめていただきたいと思います。

そして、シンポジウムに参加したりとかということで、職員からの感想でもいいんですけれども、那須塩原市で何かできないかというようなことを何か聞かれましたか。先ほども職員の中で、世界ではここまで行っているのにということがあったと聞きましたので、那須塩原市で何かできることがないだろうかということを何かお聞きになったことはありますか。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 事実のまま参加した職員のお話を先ほどさせていただきましたけれども、そのほかに職員が言っていたことは、先ほど議員もおっしゃっていましたが、やはり相談する窓口が複数あるということになれば、そういった潜在化しているような人たちも救えることになるのかな、こんなような感想も申しておりました。

私は参加しておりませんので、参加した職員か

らそんなような感想を聞いたということで答弁とさせていただきます。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) 時間がもう大分過ぎて しまいましたので、次の2番目の質問に移らせて いただきます。

公的セーフティーネットの役割についてお聞き いたします。

厚生労働省は、日本政府として初めて相対的貧 困率を15.7%と発表し、11月13日はひとり親世帯 に限ると54.3%になることを明らかにいたしまし た。しかし、これらの数字だけでは貧困の実態は 見えてきていません。生活保護基準以下の人が、 全国では東京23区の人口に匹敵するくらいいると も言われています。さまざまなセーフティーネッ トの穴からこぼれている人がいるからです。

セーフティーネットには雇用のネット、社会保障のネット、公的扶助のネットがありますが、社会保障のネットが機能しないことが生活保護の受給者をふやしている原因でしょう。極端な低賃金や低年金で生活保護基準以下の所得しかない人もいますが、何とか今現在生活しています。それは、家族という私的なセーフティーネットが支えているからでしょう。

生活保護の中でも老齢加算や母子加算が廃止されて、セーフティーネットの穴がますます大きくなり、ますますこぼれ落ちる人がふえていくことが予想されています。

母子世帯の収入は一般世帯の3分の1しかありません。若者のワーキングプア問題が浮上する前に、女性は不安定で低賃金な働き方をしてきました。母子世帯の問題は特定の人に限られたことではありません。今、パート労働の3割は男性で、低賃金労働が若者、男性にも拡大しているのが現状です。

そこで、以下の点についてお聞きいたします。 政府は、生活保護世帯に対する母子加算を年内

に復活させると言っていますが、遅滞ない支給の ための準備はどのように行う予定でしょうか。

この質問の通告の時点では復活の手順が明らかになっていなかったので質問に入れましたが、既に12月になりましたので、復活給付されていることでしょう。復活までの経過をお聞かせいただきたいと思います。

生活保護基準以下の所得しかない人の数、生活実態を市で把握できないか。極端な低賃金や低年金で暮らす人に生活保護のネットを広げる努力ができないかお聞きいたします。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 公的セーフティー ネットの役割につきましてお答えをいたします。

1点目の生活保護の母子加算についてでございますけれども、本市におきましては、厚生労働省からの通知を受けまして、平成21年12月分、今月分から対象者に対しまして支給を行ったところでございます。

次に、2点目の生活保護世帯基準以下の所得しかない人の実態把握についてでございますが、生活保護の基準につきましては、世帯を構成する人数あるいは年齢等により異なることから、それぞれの実態を把握することは困難でございます。

また、極端な低賃金や低年金で暮らす人に生活 保護のネットを広げる努力ができないかというこ とでございますけれども、生活保護制度は、生活 に困窮する方が、利用し得る資産、能力、その他 あらゆるものを活用することを要件とし、さらに は扶養義務者の扶養や他の法律に定める扶助は生 活保護に優先して行われることになっております。 それでも最低限度の生活が困難な場合に生活保護 制度を活用することになります。 この制度では、本人からの申請があって初めて 各種の調査を行うことができるものですので、相 談、申請がなくどうしても生活が困難という場合 には、民生委員や関係機関とも連携をとりながら 対応しているところでございますし、今後ともそ のような形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) まず、母子加算はもう既に12月で復活されたということで、その復活に伴ってひとり親世帯就労支援金は廃止になったというふうに思いますが、就労支援費が廃止になった事業の対象者というのは何人くらい実際にいたものなんでしょうか。

あと、母子加算復活の対象世帯、今回廃止されていて復活された対象世帯数というのは何世帯くらいが対象になったのでしょうか。都市部では1人当たり月額2万数千円くらいが復活するだろうというふうに言われていましたが、那須塩原市では1人当たりの月の復活額というのは実際にどの程度になりますか。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) まず、ひとり親世帯の就労促進費というものが母子加算の復活に伴いまして12月から廃止になりましたが、那須塩原市の対象世帯は11人でございます。

それから、母子加算が何世帯に支給になったかということでございますけれども、生活保護受給世帯の中でひとり親世帯というのが31世帯ございますが、そのうち母子加算の対象になりましたのが29世帯でございます。残りの2世帯は、障害者加算のほうが対象になっておりますので、そちらのほうが高いということでそちらの対象になっているということで、実質的には31世帯に同様の金

額が行っているということになるかと思います。

それで支給額ですが、那須塩原市の場合は、子ども1人の場合2万20円、2人の場合2万1,630円、3人以降になりますとそれに800円ずつ加算をしていくという金額になります。

以上です。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) そうすると、母子加算復活のほうがひとり親世帯就労支援よりも実際には助かるという理解でよろしいかと思うんですけれども、この母子加算の廃止によって国の負担と地方の負担は一たん廃止されましたよね。それが復活したということは、それらをもとに戻すということになると思うんですけれども、実際に母子加算復活に伴って生活保護に係る歳入とか歳出という部分のところは、人数的にもそんなに多くないし、ここのところ生活保護がふえておりますので、この辺の金額というところでは、市町村自体はそんなに大きな変化というのはないのでしょうか。

あと、前に市の地方交付税の生活保護の基準財政需要額という部分のところで戻すというふうに聞いたんですけれども、その財政的な基準財政需要額というものが具体的にどのような変更になるかということの説明というのは、国のほうからはあるんですか。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) まず最初に、ひとり親世帯の就労促進費の関係ですが、今までの制度ですと、収入月額が3万円以上の場合に月額1万円だったんですね。ですから、今度2万円からいきますので、母子加算のほうが多くなったということでございます。

それから、那須塩原市で29世帯に12月に支給を したというお話をしましたが、12月支給の母子加 算は、総額で言いますと37万1,890円ということでございます。この12月議会に補正予算で生活保護の扶助費1億5,000万円の増額補正をお願いしておりますので、その中でこれを賄っていくということになります。

それから、一度廃止しまして今度復活をしたと。これは今の政権の民主党のマニフェストに沿って復活をしたということでございまして、国のほうの母子加算に対します予算の関係でございますが、通常、生活保護の国の負担金といいますのは4分の3なんですが、残り25%は都道府県あるいは市の持ち出しなんですけれども、今回の母子加算につきましては、厚生労働省のほうから通知が来ておりまして、地方負担分につきましては特別交付税により措置をするというふうに書いてありますので、全額国で見るというふうに解釈をしております。

以上です。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) 時間がなくなってきていますので、母子加算のところは以上で終わりにいたしまして、 の生活保護基準以下の所得しかない人の実態調査をしてはどうだと言ったんですけれども、実際に困難であるという答弁が先ほどありました。

でも、複数の研究者が独自に試算した結果というのが新聞報道なんかでありまして、10%から20%生活保護以下の人がいるというような数値が出ているということは、どういう方法かとればできるのではないかというふうに思ったんです。実際、この辺のところの実態把握をしないと貧困の対策を市町村はとれないだろうなというふうに思うんですけれども、どのような方法をとっても生活保護基準以下の所得しかない人の実態把握というものはできないのでしょうか。

議長(平山 英君) 保健福祉部長。

保健福祉部長(平山照夫君) 所得だけでいいますと、税情報の関係で、例えば所得の非課税世帯とかそういったものは今どの程度と。ただ、先ほど言いましたように世帯の年齢構成と人数によって生活保護の基準と大分違いますので、それが合致するとは限りません。

低所得の方がどれくらいいるかというのは、その課税状況といいますか、そちらから追うことはある程度は可能かと思いますが、ただ所得だけではない方もおりまして、いわゆる俗に言うたんす預金とか自宅で資産を持っている方とか、高齢者の場合はそういった方が相当いますので、収入はなくてもそれで生活ができているという方もおりますので、所得だけから追いかけるというのは非常に難しいですし、所得以外も含めて生活保護以下の世帯を把握するというのは非常に困難だと思っております。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) 困難だと言う人にやれ と言っても無理でしょうから、この生活保護基準 以下の所得しかない人の実態というものが何かの 形で明らかになっていくと、生活保護という制度 の改正的な、さっき極端な低賃金とか低年金で暮 らす人に生活保護のネットを広げる努力はできな いかと言ったときに、答弁されたのは、生活保護 の申請の基準みたいなものとか使い方とかそうい うようなもののご説明があっただけで、私の質問 の意図とはちょっと違うものだったんですけれど も、要するに、極端な低賃金とか低年金で暮らす 人に生活保護のネットを広げようとしても、相談 とか申請がないと資産調査もできないし、生活保 護にたどり着かないということが実態なんだとい うことをご答弁なさったのかなというふうに理解 いたしまして、この点は私も、貧困という問題が

さまざまなところで、先ほどのDVなんかもそうなんですけれども、いろいろなものの引き金になっているということがありますので、これからも関心を持ってテーマとしていきたいというふうに思います。

時間がなくなりますので、最後の質問をいたし ます。

地方分権改革推進委員会の第3次勧告、第4次 勧告と政府の行政刷新会議の事業仕分けの影響に ついてお聞きいたします。

注目を集めている行政刷新会議の事業仕分けが 来年度の国の予算に反映されれば、市の財政にも 影響が及びそうです。また、政権交代が予想され ていたことから衆議院選挙後に先送りされた地方 分権改革推進委員会から出された第3次勧告、第 4次勧告が地方にどのような変化をもたらすのか も興味深いものでした。

そのような中、那須塩原市では平成21年度の事務事業評価の結果を公表し、平成22年度から23年度の総合計画の実施計画を立てました。この実施計画は国や県の事業見直しには対応していないということですから、22年度は予算編成時に変更があって、23年度に計画自体は調整することになるんだというふうに思いますけれども、そこで以下の4点について質問いたします。

平成21年度事務事業評価がなされましたが、次年度計画と予算にどのように反映するのか、スクラップ・アンド・ビルドをどのような視点で行うのかお聞かせください。

事務事業評価の効果をどのようにとらえてい るのでしょうか。

行政刷新会議の事業仕分けの結果、予算編成 に影響がある場合、修正する手順を考えているの でしょうか。

地方分権改革推進委員会から出された第3次

勧告、第4次勧告をどのように受けとめましたか。 市町村にとって好ましい改革とは何か、分権推進 計画の行方で危惧されることは何かお聞かせくだ さい。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) それでは、地方分権改革推進委員会の勧告と行政刷新会議の事務事業の 仕分けの影響等についてお答えをさせていただき ます。順次お答えいたします。

まず の関係ですが、市が行いました平成21年 度事務事業評価について、その予算等への反映や 事務事業のスクラップ・アンド・ビルドについて でありますが、事務事業評価の目的の一つは、担 当部署においてそれぞれの事務事業の振り返りを システム的に行うことであります。それに基づき まして実施計画や予算の要求がなされることにな りますので、まず担当部署レベルで次の予算要求 への反映や事務事業のスクラップ・アンド・ビル ドが行われるということになります。

実施計画の策定や予算編成過程におきましては、 要求された事業の採択や予算計上の判断において 評価結果を一つの材料にしているところでありま す。

次に ですけれども、事務事業評価の効果につきましては、那須塩原21の関谷議員の会派代表質問でも触れましたが、事務事業の振り返りを行い、その結果を実施計画の策定や次の改革改善に活用するなど、一定の効果を上げつつあると認識いたしております。今後は、評価結果の活用方法の明確化、評価結果と改革・改善の検証など、より効率的な運営が行えるよう検討、見直しをしていく考えであります。

次に、 の行政刷新会議の事業仕分けの予算編 成への影響についてでありますが、事業仕分けの 結果が国の予算にどう反映されるか、現在のとこ ろ示されておりません。

本市の予算編成作業は、少なくとも2月までにはその案を作成しなければならず、事業仕分けの結果で本市の予算に影響をするものがあった場合、時間的に間に合うものは対応することといたしますが、難しいものは新年度の補正予算での対応を行う以外に方法はない、このように考えております。

ですけれども、地方分権改革推進委員会の第3次、第4次の勧告についてどう受けとめたかとのことでありますが、現時点ではあくまでも勧告の段階でありまして、1次、2次の勧告も含め、今後それらがどう具体化されるのか、こういうことが重要な点であると考えているところです。

地方自治体は、その規模や置かれている環境などさまざまであります。地方分権改革は、それらの自治体がそれぞれの自主的な判断と必要性により取り組むことができるということ、そしてそれに伴う財源が適切に確保されると、こういうことが絶対条件であります。

政権の交代により地方分権の今後の行方が不透明な状況となっていますが、市民生活や行政運営に混乱を来さないよう早期にそのスケジュールが示されること、そして地方分権推進計画が策定されるとするならば、その中に具体的な取り組みの方向性や財源の確保などが明記されるなど、十分検討、配慮されることを望んでいるところであります。

以上です。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) 今、 のところで、こ の事務事業評価の目的の一つで、それぞれの事業 の振り返りをシステム的に行うというふうに言われましたが、ここで言うシステムというのは組織 的にということなのか仕組み的にということなの

かどっちなんだかちょっとわかりませんけれども、 平成21年度事務事業評価の結果を使って予算や事業のスクラップ・アンド・ビルドがなされていく んだというふうに思いますけれども、具体的にどのようになされていくのかを一つの事例を挙げて 説明していただければと思います。

きっとお手元にお持ちだと思うんですけれども、 全協のときに私にも配られている平成21年度事務 事業評価の結果についての資料の5ページをあけ ていただけますか。

ここに、まちなかサロン事業は、2次評価は目的、妥当性、有効性、効率性、公平性がすべて見直しとなっています。改善計画のコストは増加、成果は向上、コメントに、特定地域の事業から全市的な事業として展開することを検討するというふうにあります。この事例が実際に来年度どうなるか、どこでだれが検討してどのように決まっていくのか。どこが予算を要求してどのような場で事業と予算が決まっていくのか、この事例を使って具体的に説明をしていただけないでしょうか。議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) まちなかサロン事業ですけれども、今5ページの資料でそれぞれ評価の概要が、議員のほうからも述べられましたけれども、こういう振り返りの中で、担当課は保健福祉部の関係になりますけれども、そちらでこの事業を22年度以降どうするかということでこの評価等々に基づき検討がなされまして、この制度を22年度から全市的といいますか、今、西那須野地区1カ所で行っておりますけれども、こちらを全市的、といいましても、まちなかサロンということですから3つの拠点といいますか、黒磯、那須塩原、東那須、それと西那須野地区、こういう中で展開をしていくということで、すそ野を広げるというような方向性で施策として改善をいたしまし

て、過日、庁議の中でも政策の方向性を決めまして、今後これを予算要求等の中で計上していくというか、予算の中で審議がなされていくと、こういうことになっております。

この事業について、評価とその後の流れは以上です。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) 具体的に説明していた だきましたので、どのような流れで使われていく のかが大体想像できました。

のところで、この事務事業評価が一定の効果を上げているという認識をお持ちのようですけれども、この評価の結果、スクラップされる事業というのは実際にあるんでしょうか。

議長(平山 英君) 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 今回の20年度の評価の中では、廃止されるという事業はないと思っております。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。 16番(早乙女順子君) わかりました。

2,007件の事務事業すべて2次評価まで行っておりますね。全庁政策評価会議というものを第3次評価として位置づけておりまして、そこの対象事業が5事業ありますけれども、全事業を第3次評価しなかった理由と、この5事業だけを3次評価とした理由というのを聞かせてください。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 評価の対象は全事業207件です。その中で、今議員からありましたように、3次評価まで行ったものは5事業ということなんですが、これ以外の事業につきましては、全協のときに説明しましたが、2次評価までは全部、202事業ですか、こちらは済ませていると。3次評価につきましては、会派代表の関谷議員の

ときにも申し上げましたが、どういった基準でこの3次評価まで上げるかという基準が現在のところございません。

そういう中で、この事務事業評価を円滑に進めていくための職員の会議といいますか、幹事会等々のメンバーがありまして、そこでその3次評価に上げていく、各部の現在抱えている市の課題の中で、その中でも重要な事業といいますか、こういったもの等を拾い上げていくという流れにしております。

今年度は5事業と少なかったんですが、昨年度は19事業ほど行っておりまして、そういう考え方の中で現在のところ明確なルールがありませんので、考えとしては、ただいま申し上げましたような重要な事業といいますか、市民生活に影響が大きい事業について3年か4年に一度くらいは3次評価の中でいろいろ議論をしていくと、こういう対象にしようということで現在のところは進めております。

今後、こういった3次評価に回すものの基準というものも、制度ですから、一定の線を設けながら進めていくという改善は必要であると考えているところです。

以上です。

議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。 16番(早乙女順子君) わかりました。

今後、3次評価となるものが次々に出てきて、 何年かに一遍くらいは3次評価に回っていくんだ ろうなというようなことが大体予想できますので、 それはそれとして見守りたいと思います。

時間がどんどんなくなっていってしまいますの で、 のところに移ります。

地方が予算を立てるのも国次第ということになってしまうんだということですね。何と迷惑な。

行政刷新会議は、事業仕分けで、廃止とか民間

が行うのが適当、地方自治体が実施可能、民間委託が適当、国が直接行うことが必要というふうに分けていますが、その中で地方自治体が実施可能とされた事務は、都道府県や市町村の自治事務となるというようなニュアンスではないような気がします。勝手に国が、刷新会議が、地方自治体が実施可能というふうに一方的に言ってきているように思います。

さきの定額給付金支給事務のように、これから 予定される子ども手当支給事務なんかと一緒に事 務処理をさせられるのではないかというふうな思 いがちょっとしているんですけれども、国からお りてきた事務処理を引き受けたくないとか、職員 を減らしている市町村にとってすごく迷惑だけれ ども、その刷新会議の中で地方自治体が実施可能 だというふうに言われたときには、実際にそれと いうのはやっていくことになるんでしょうか。

実際、そういうような部分のところでは市として国の動向を見守るしかないのではないかとは思うんですけれども、市として。そうすると、予算も大して十分に来ないのにやらされるなんていうようなこととか、人の手配、実際に事務費はあっても、定額給付金のときもそうでしたけれども、国からやりなさいと言われても、それを地方がやるのが適当だと言われても、やはり負担にはなってしまいましたよね。そんなようなことがどんどん来たときに、予算を立てるのもすごく大変なようなときに、急にやりなさいとかと言われるようなことはとても迷惑なんですけれども、今の流れという部分のところをどのようにとらえていますか。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 子ども手当の事例で申 し上げますと、前回のときもなかなか国の方向性 が決まらない中で実施をしてきた、急に結論が出 て、さあ結論が出たからには速やかにやりなさいと、こういうことで対応してきたという実態があります。迷惑、迷惑じゃないという議論は、私ども、市民が恩恵なり利益を受けるわけですので、そうも言っておる立場でもありませんので、それはやっていくということになります。

ただ、そういう中で予算といいますか、これに係る人件費、事務費というのも当然ありますし、また人員、人はくれるわけではありませんので、職員がその分頑張るということで、当然のことながら通常業務以外ですので、その分の時間外的なものも当然国が手当てをしてくる、このように今後の事業についても思っております。

そういう意味では、なるべく早い時期に答えが出て、我々地方の態勢も準備ができると、そういう期間があって実施がされるということを望みたいと、こういうふうに思っているところです。 議長(平山 英君) 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

議長(平山 英君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) もう残りがありませんので、4番目の再質問に移ります。

最後の質問は、地方分権改革が自民党時代とは 違う意味で危ういので質問を入れてみました。

どうも民主党はイメージで物事を進めようとしていますので、危ないのではないかなというふうに感じるんですけれども、地方分権改革推進委員会にかわる政府の新組織として地域主権戦略局を

設置し、知事会など地方六団体の代表もメンバー とする方針を明らかにしています。

中央集権から地方主権に国の形を変えるとする 鳩山首相は、地域主権基本法の制定を打ち出して きています。民主党の公約の段階から、地方主権 として地域のことは地域で決めるんだとかと言っ ていましたから、やっぱりというふうには思いま したけれども、何で地方分権ではなく地方主権な んだというふうに、私はここで何かまやかしがな いかなというふうに思った次第です。

地方分権改革は2000年でしたよね。国と地方の関係は対等であるというふうに高らかにうたって、機関委任事務の廃止をして、地方の事務は自治事務と法定受託事務というふうにしたと思います。その地方分権改革推進委員会は、ことし10月7日に、「自治立法権の拡大による『地方政府』の実現へ」という第3次勧告を出してきています。先ほども答弁にありましたように、これはあくまでも勧告の段階ですから具体化される保証というのはありません。

ただ、第3次勧告の中でも、義務づけ、枠組みの見直しなんかは、先ほどの保育園のところでも 先取りしそうだなというふうな部分もありますし、 知事会なんかと言われて、国と地方の協議の場の 法制化なども進みそうだとは思いますけれども、 原口内閣特命担当大臣は、勧告を最大限実現すべ く全力で取り組むというふうに表明しながらも、 何か違うような方向に行きそうな気もしないでは ありません。

そして、実際にこの地域主権基本法というのは 政府と自治体の役割分担などを決める法律のよう ですけれども、何が自治体、地域の役割であるか をだれがどこで決めるのかということが疑問です。 きっと地域主権戦略会議とやらで決めるんだとは 思うんですけれども、でもそこで、地域のことは 地域で決めるということで何でも決めていいというものではなくて、これが地方自治体地域が決めてもいいことですよと、限定的にきっと出してくるんだというふうに思います。

それと、刷新会議の中での事業仕分けで、地方 自治体が実施可能だと言われるような事務なども 押しつけられてくるのではないかなというふうに 思います。

そういう中で、ここで理想的に国と自治体、要するに都道府県、市町村と国との関係ですけれども、役割分担の決め方、今、国が考えているような決め方じゃなくて、市町村ならどうあってほしい、どういうふうに決めてほしいというところを聞かせていただきたいと思います。

議長(平山 英君) 企画部長。

企画部長(高藤昭夫君) 現在、国がといいます か、政府がどういうことで国と地方の役割分担を 仕分けしていくかというのはちょっと私もわかり ませんけれども、先ほども申し上げましたように、地方自治体にとりましては、それぞれの自治体の 自主的な判断、必要性、こういうことが明確になるというか、こういう基本的な形の中で議論が展開されていくと。

そういう中で、当然、国と地方を切り離してということにはなりませんので、おのずとそういう中では、それぞれの置かれている財政力なり体制等々の中で割り振られる業務というのも決まってくるのではないかと思います。

なかなか難しい問題だとは思いますけれども、 そういう意味では、先ほど、今後国と地方の中で 協議をする場が設けられるということですので、 知事会だけではなくて、六団体ですから当然市町 村の関係団体も入るとは思うんですけれども、そ ういう代表を通して個々の自治体の考え方という のも十分集約をしていただいて役割を決めていた だければと、私自身はそんなふうに思っています。 議長(平山 英君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) 今後、県の動き、地方 六団体も入れてどうするか、国と地方の役割を決 めていくんだということなので、どこかの人が地 方の役割を勝手に決めてくれるということのない ように、ぜひ関心を持って見守っていただきたい というふうに思います。

私、この流れのところで一つ、これは本当にけ しからんと思うことは、地域のことは地域で決め るんだという、そういうイメージで地域主権とい うものが流れていると思うんですけれども、そも そも地域主権、この言葉に私は疑問を持ちました。

主権というと、憲法のおさらいですけれども、 私たちの日本国憲法というのは、大日本帝国憲法 のときには天皇主権でした。それが国民主権にな りました。日本国憲法では国民主権。それで新し い憲法になったとき、日本国憲法の三大原則とい うものは、もう皆さんおわかりでしょうけれども、 基本的人権の尊重、平和主義、そして国民主権。

この国民主権の主権ということはいろいろな意味で使われます。主権というのは、統治権、要するに国家権力そのものですよね。それとか最高独立性、要するに内政干渉をするんじゃないよとかと、よその国の人に言ったりするような独立性、そして最高決定権、これが国の政治のあり方を最終的に決定することのできる力、権威のことですから、ここに国民主権というのがくっつくんだと思うんですね。でも、これというのは国の政治のあり方を最終的に決定することができること、要するに憲法まで変えられるという権利を国民が持っていると。でも、その憲法を守るということも国民が持っているということです。その主権という言葉を地域に使って何をあらわそうとしているんだというところが私は疑問に思いました。

地域主権、地域のことは地域で決められるよと。 じゃ沖縄に地域主権を上げる、沖縄の今の問題、 アメリカと直接沖縄の基地のあり方を決められる、 そんなことを決めさせてなんかくれないですよね。 それは防衛だよとかと言いますよね。だから主権 なんです。主権というものは軽々しく使うような ものではないのです。それなのに地域主権という のを、地方分権改革、地方分権のかわりの言葉と して簡単に使っております、今の政権は。でも、 本質をあいまいにする可能性があります。こうい ったイメージに惑わされない自立した地方自治体 を目指してくださることを願って、私の一般質問 を終わらせていただきます。

議長(平山 英君) 以上で、16番、早乙女順子 君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長(平山 英君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。 ご苦労さまでした。

散会 午後 4時20分